

資料 6

富士河口湖町宿泊税検討委員会 報告書（案）

令和 8 年 1 月

目次

はじめに	1
1.町の現状.....	2
人口減少と高齢化に伴う財政懸念.....	2
富士河口湖町における観光入込客数と宿泊者数の推移.....	3
種別ごとの宿泊施設数の推移	4
産業別就業者数.....	4
町の税収の状況.....	5
歳出の状況	5
小括	6
新たな観光振興財源を「宿泊税」とする理由.....	7
① 公的財源の比較検討	7
② 法定外税の課税客体（課税される行為）の検討	8
2.宿泊税の使途について.....	11
① 観光地をマネジメントする上での4つの視点.....	11
② 富士河口湖町において想定される宿泊税の使途	13
3. 富士河口湖町における宿泊税制度の概要（案）	16
① 富士河口湖町における宿泊税導入についての基本的な考え方	16
② 宿泊税制度の概要.....	21
4.その他	24
① 特別奨励金	24
② システム整備費補助金	24
③ 入湯税.....	24
④ 宿泊税の使途の明確化とガバナンス・実効性の確保.....	24
おわりに	25
参考	26
① 富士河口湖町宿泊税検討委員会 委員名簿	26
② 検討スケジュール.....	27
③ 富士河口湖町宿泊税検討委員会 設置要綱	28
④ 宿泊事業者アンケート結果	30
⑤ 富士河口湖町観光実態調査（抜粋）	38

はじめに

富士山と4つの湖、高原をはじめとする雄大な自然環境に恵まれ、国内外から多くの観光客を迎えてる富士河口湖町では、早くから『富士河口湖町観光立町推進条例』を制定し、町の基幹産業である観光業を軸として、町民生活と調和した持続可能な観光まちづくり（観光立町）の実現に向けた各種施策を講じてきた。

しかしながら、社会情勢が大きく変化する現在、一部のエリアに観光客が集中することで生じる交通渋滞や、周辺住民の生活への影響、諸外国地域からの来訪者の増加に伴うニーズの多様化や、それぞれの国の文化・言語・価値観への対応、世界的な感染症の流行やSNSなどの様々な情報の風評による観光客の減少など、これまでにない新たな観光課題が発生している。

一方で、全国的に人口減少や少子高齢化が進み、地域経済活動の縮小が懸念される中、交流人口を拡大させ、地域経済に大きく貢献する観光振興の重要性がより一層高まっている。日々変化する観光ニーズへの対応や国内外を問わず観光地間の競争が激化する中、旅行者に選ばれる観光地となるためには、地域の魅力を高めていくことが急務である。

これまで富士河口湖町では、健全な財政運営を推進するため、町税等の収納率向上やふるさと納税制度の活用などにより、安定的な財源確保に努めてきた。今後、人口や税収の減少などの要因から自主財源の減少が懸念される中で、多様化する観光課題の解決と、町が目指す観光立町を実現し、魅力あふれる観光地として発展していくためには、これまで以上に観光施策の充実や観光業の活性化に取り組んでいく必要がある。

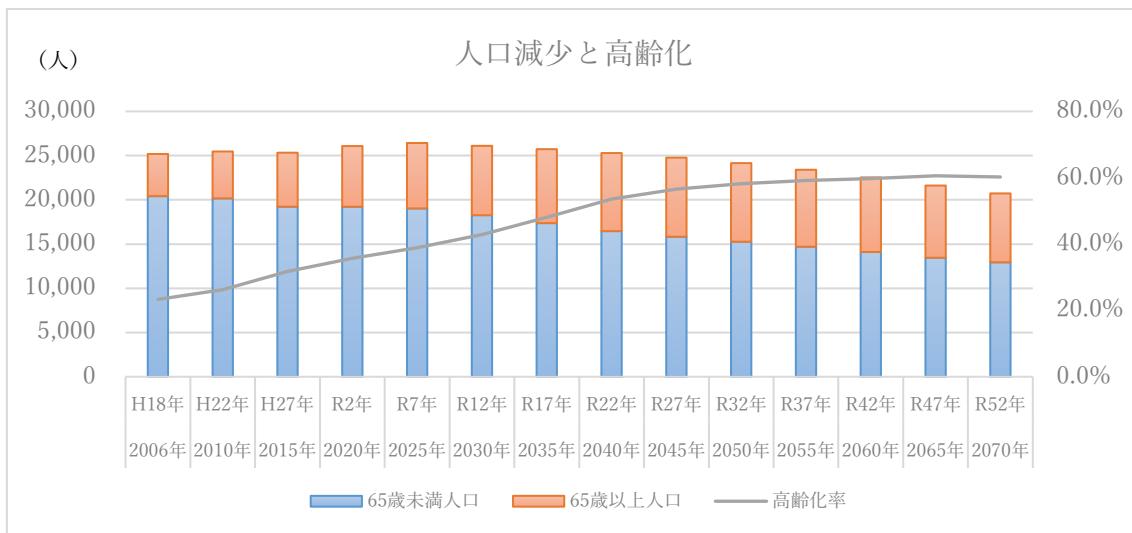
そのためには新たな観光振興財源の確保が不可欠であることから、「富士河口湖町宿泊税検討委員会」を設置し、宿泊税導入について検討を行った。

1.町の現状

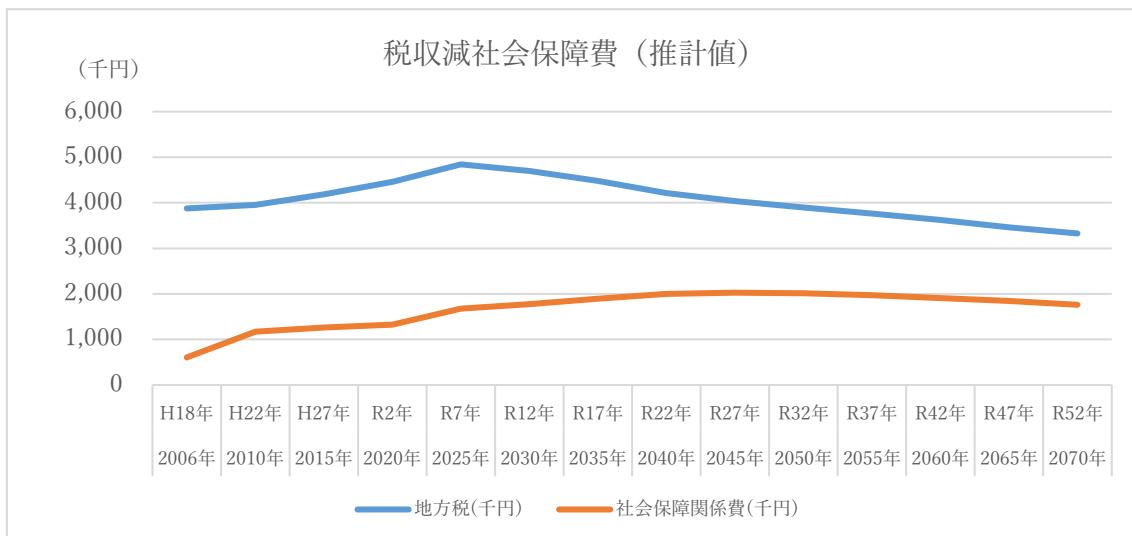
人口減少と高齢化に伴う財政懸念

町の総人口は長期的には減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にある。令和7年には総人口27,000人（高齢化率：26.3%）であるが、10年後の令和17年には総人口25,729人（高齢化率：32.5%）となり、生産年齢人口も2010年以降は減少傾向にある。

また、少子高齢化に伴う急激な人口減少や高齢化率の増加に伴い地方税の収税の減少が懸念されている。その一方で、高齢化率の増加により社会保障関係費は高止まりの傾向にある。



出典：国勢調査および富士河口湖町人口ビジョンより作成



出典：町決算資料等より作成
地方税：人口ビジョン生産人口比で算出
社会保障関係費：65歳以上人口比で算出
※ともに物価上昇率考慮せず

富士河口湖町における観光入込客数と宿泊者数の推移

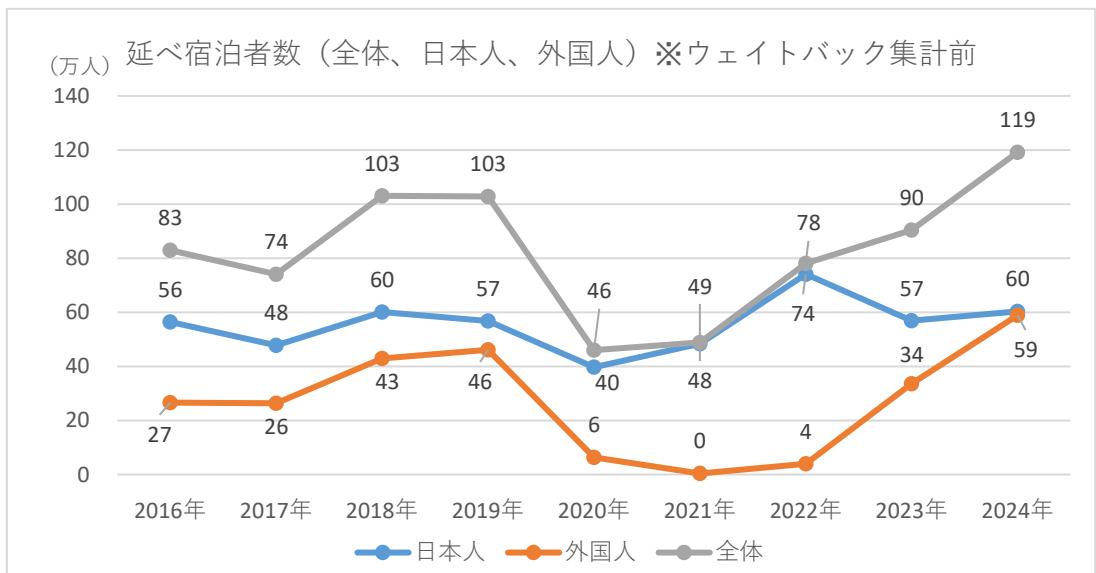
2011年には270万人だった観光入込客数は、コロナ禍前の2018年、2019年は550万人と約2倍に増加した。コロナ禍後は回復傾向にあり、2024年はコロナ禍前の水準程度に回復する見込みである。

また、宿泊者数に関しては、2018年には年間約103万人前後であったが、コロナ禍の2020年には約46万人まで落ち込み、その後回復を見せ2024年には約119万人とコロナ前を上回る状況となっている。特に外国人宿泊者数については2019年に約46万人であったものがコロナ禍の2021年には0.4万人まで落ち込んだが、2024年には約59万人となっている。

※宿泊者数についてはウェイトバック前の数値であることに注意。



出典：富士河口湖町観光統計



出典：富士河口湖町第2次観光立町推進基本計画後期計画および観光庁宿泊旅行統計調査

種別ごとの宿泊施設数の推移

富士河口湖町内における近年の宿泊施設種別ごとの施設数の推移を見ると、ホテル・旅館は横ばいであるが、簡易宿所が2015年から1.7倍に増加している。



※ホテル…10室以上の洋式客室を主体とする宿泊施設。

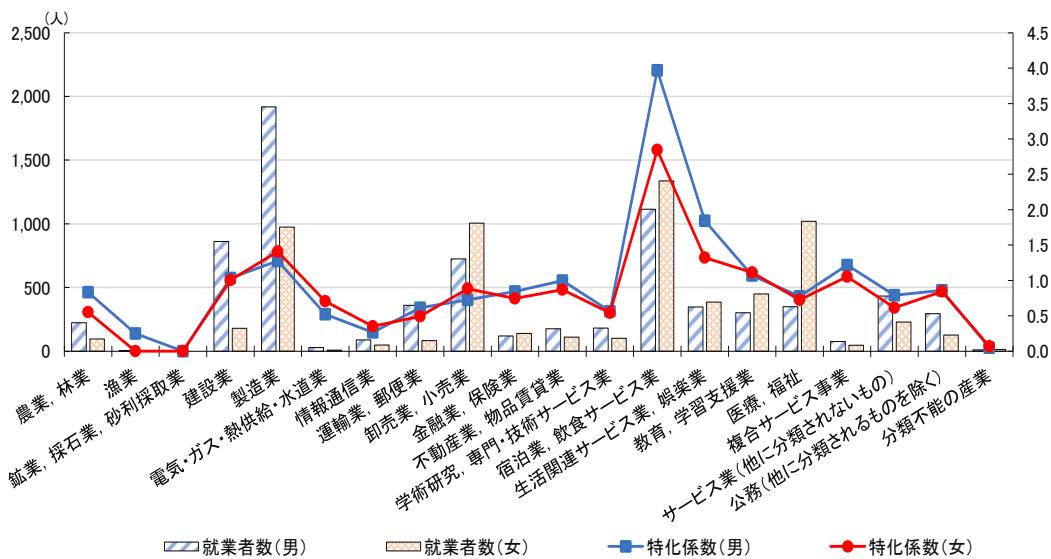
※旅館…5部屋以上の和式客室を主体とする宿泊施設。

※簡易宿所…客室を多人数で共用する宿泊施設。カプセルホテルや民宿、ペンション、キャンプ場のパンガローなどが該当。

出典：山梨県統計データより

産業別就業者数

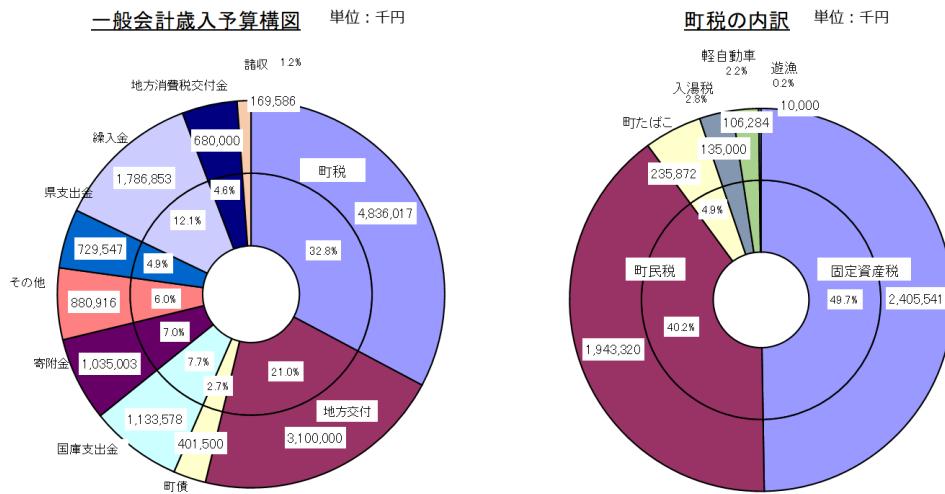
富士河口湖町の産業別就業者数は、「宿泊業・飲食サービス業」が製造業に次いで2番目に多く、特に女性の就業者数は全産業の中で最も多い状況である。



出典：令和2（2020）年国勢調査

町の税収の状況

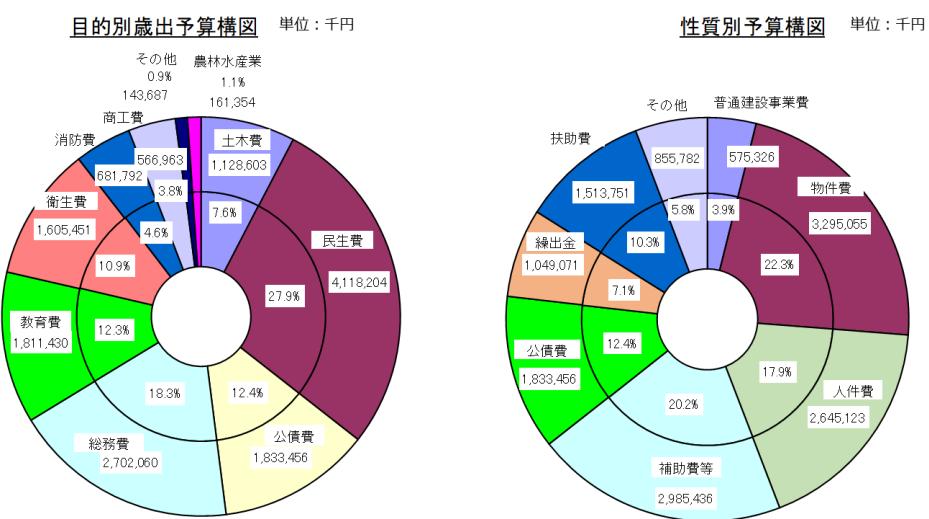
2025（令和7）年度の一般会計歳入予算 147 億 5,300 万円のうち、地方税（町税）は 48 億 3,600 万円で約 32.8%、地方交付税交付金は 31 億円で約 21.0%を占めている。地方税（町税）の内訳では、固定資産税が 24 億 554 万円で約 49.7%、次いで町民税が 19 億 4332 万円で約 40.2% となっている。



出典：富士河口湖町令和7年度当初予算の概要

歳出の状況

2025（令和7）年度の目的別歳出予算 147 億 5,300 万円のうち、観光振興関連予算を含む商工費は 5 億 6,696 万円、歳出予算に占める割合は約 3.8% となっている。



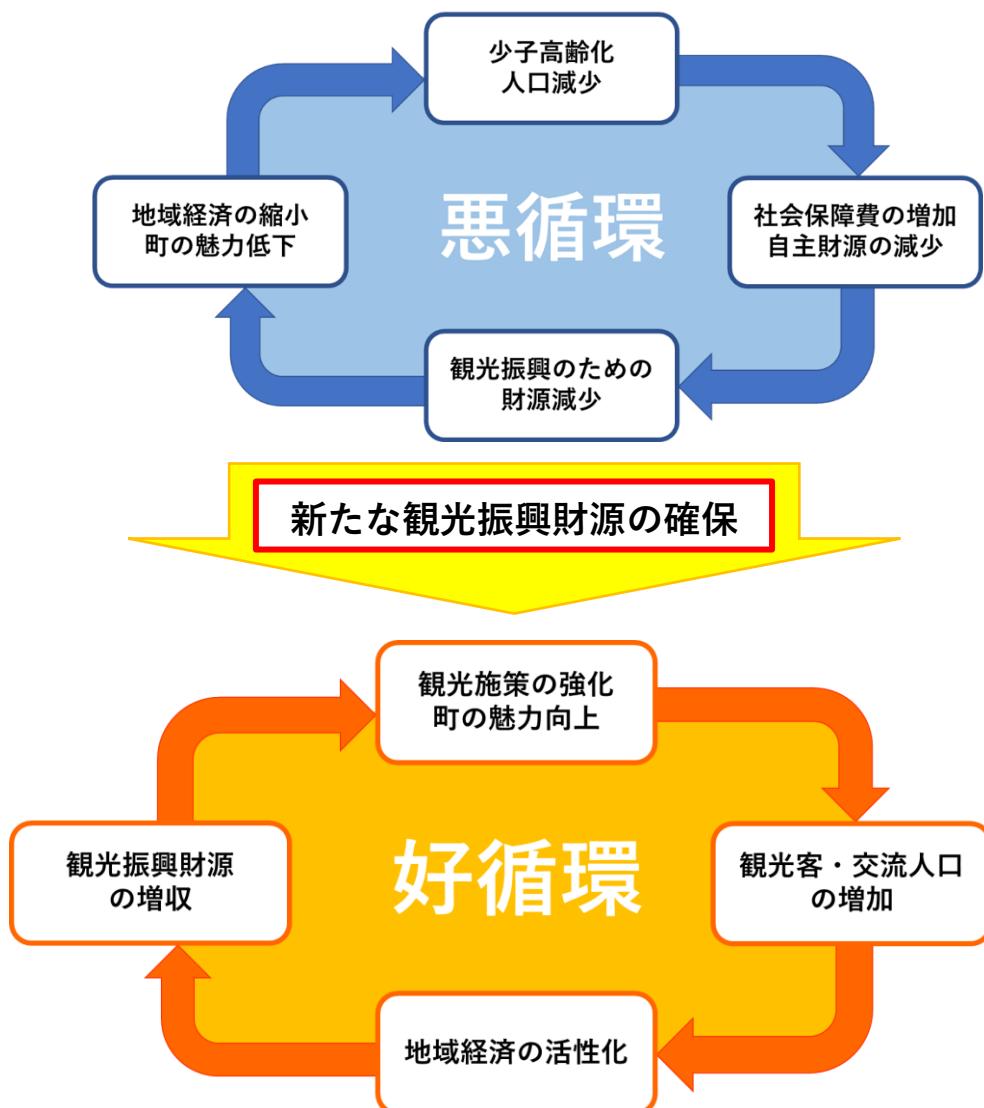
出典：富士河口湖町令和7年度当初予算の概要

小括

富士河口湖町では、今後、人口の減少と高齢化による税収の減少が予測されている。一方、コロナ禍以降、観光入込客数及び町内宿泊施設数は増加傾向にあり、産業別就業者数からも観光業（宿泊業、飲食サービス業）が町の基幹産業であることが分かる。しかしながら、町の歳出予算における観光関連予算（商工費）の占める割合は限られている。

長期的に社会保障関係費の増加が見込まれ、財源の減少が懸念される中で、町の基幹産業である観光業を活性化し、町の魅力向上と交流人口の増加を図ることが、持続可能な観光まちづくりを可能にすると考えられる。

今後、町を取り巻く課題



新たな観光振興財源を「宿泊税」とする理由

① 公的財源の比較検討

観光振興のための公的財源として、法定外税／分担金／負担金／協力金／寄付金（ふるさと納税含む）等が考えられるが、それぞれの特徴について整理し、比較検討を行った。

その結果、「安定性・継続性」、「受益と負担の範囲」、「財源としての規模」の観点から、最も安定的・継続的に財源としての規模が確保でき、広く観光振興への活用が可能なことから「法定外税」が適当であるという結論に至った。また、その使途を観光振興の目的に限定するため、「法定外目的税」としての導入が望ましい。

種類	内容	安定性・継続性	受益と負担		財源としての 規模
			の範囲	規模	
法定外税	市町村が独自に条例で定める税金	○ 安定的・継続的	○ 広範	○ 規模の確保が可能	
分担金 負担金	特定の事業に対して受益者が負担する費用	△ 安定的・非継続的	△ 限定的	△ 限定的	
使用料	公共施設の利用等に対して支払う費用	○ 安定的・継続的	△ 限定的	△ 限定的	
協力金	特定の行為等に対して任意に負担する費用	△ 不安定・継続的	△ 限定的	△ 限定的	
寄付金	無償で供与される金銭その他の財産等	× 不安定・非継続的	× なし	○ 規模の確保が可能	

② 法定外税の課税客体（課税される行為）の検討

法定外税として考えられ得る課税客体について以下の観点から整理し、比較検討を行った。

- ・課税対象者（納税義務者）の捕捉が可能か
- ・徴収コストが過重とならないか
- ・特別徴収義務者等の関係主体の把握が可能か

その結果、観光振興施策を推進することが税収増に直結し、観光立町を標榜する富士河口湖町の目指す方向性とも親和性が高く、また、町の宿泊産業の集積をベースとして一定の担税力（税負担力）が見込めることや、海外で一般的であることから、訪日外国人観光客（インバウンド）の理解が得やすいこと、観光振興の取り組みの受益者である観光客に対して相応の負担を求めるには一定の妥当性があること等からも、「宿泊税」が適当であるという結論に至った。

なお、オーバーツーリズムの要因としては日帰り客の影響も考えられる。日帰り客への課税方法についても、引き続き検討が必要である。

課税される行為	対象者の捕捉の容易さ	徴収コスト	関係する主体の把握の容易さ	その他
入域	△ 観光以外の切り分けが困難	✗ 非常にコストがかかる（新たな徴収体制）	△ 範囲設定による	観光目的か否かの線引きができない。 範囲の設定が困難であり、物流に影響を与える可能性も有る。
駐車場利用	△ 観光以外の切り分けが困難	✗ 非常にコストがかかる（新たな徴収体制）	△ 範囲設定による	町が管理する駐車場の大部分は河川等の借地であり、徴税可能な駐車場がほとんど存在しない。
飲食行為	✗ 観光以外の切り分けが非常に困難	○ 既存の徴収体制での徴収が可能	✗ 対象施設が非常に多く把握が困難	観光目的か否かの線引きができない。
宿泊行為	○ 比較的容易（大部分が観光目的）	○ 既存の徴収体制での徴収が可能	○ 対象施設の把握が容易	他自治体での導入事例が多い。
観光施設利用	○ 比較的容易（大部分が観光目的）	△ コストがかかる（対象の設定による）	✗ 対象施設が非常に多く把握が困難	関係施設が多く、その形態も多様であり、線引きができない。

【委員からの意見】

- ・インバウンドのお客様の多く来ている中、それに対して町税ですべてを対応するの
は限界がある。受益者負担と言って、迷惑をかけていることに対して、しっかりと
支払っていただくというのが、世界的に見ても理解されやすい制度かと思う。
- ・宿泊者のみに負担をかけて良いのか。富士河口湖町は日帰りのお客様が多く、オー
バーツーリズムを引き起こしているのは日帰り客の影響だと思う。
- ・（宿泊税以外では）駐車場に課税するくらいしか方法はないのが現状。日帰りの方
から徴収するには、手法を検討する必要がある。

【事業者アンケートの意見】

- ・宿泊税ではなく、海外のゲストに対して、入場料、入館料、登山料は別途設けるべ
きです。
- ・大石公園の利用料（駐車代）を先に徴収してほしい。

2.宿泊税の使途について

① 観光地をマネジメントする上での4つの視点

持続可能な観光地を形成するためには、「観光地」を「マネジメント」していくという意識が必要であり、観光地をマネジメントする上での4つの視点として、

- 来訪者視点
- 事業者視点
- 地域社会視点
- 環境・文化視点

をバランスよく掛け合わせた取組みを、戦略的に実施することが重要となることから、宿泊税の使途を考える上でもこの視点を踏まえ検討をおこなった。

観光地マネジメントのための「VICEモデル」



出典：A Practical Guide to Tourism Destination Management (UNWTO, 2007)

「観光地」を「マネジメント」する 4つの視点：内容の例

・ 来訪者視点：観光客の体験価値の向上・維持

例)

- 観光客に対する魅力ある体験を創出し、ブラッシュアップする
- 受け入れ環境を整え、来訪者にとっての快適性、利便性、安心感を高める
- 来訪者の属性や行動、意識などをデータを元に的確に把握し、それに応じた体験を提供することで、満足度や再来訪意向を高める

・ 事業者視点：持続的な観光産業の構築

例)

- 提供されるサービスの多様化、高付加価値化を実現し、観光産業としての持続性を高める
- サービスの基本となる働き手を確保し、長期的視点を持って育成し定着を図る
- 現場に AI をはじめとする技術導入を図り、効率性と生産性を向上する

・ 地域社会視点：観光と地域社会の共存・町民生活の向上

例)

- 観光客増加に伴う生活への悪影響（オーバーツーリズム）を軽減することで、地域住民の観光に対する理解と受容力を向上させる
- 観光客だけでなく、地域住民も利用できる社会インフラ（交通など）を整備する

・ 環境・文化視点：地域固有の価値の保全・継承

例)

- 観光客にとっての魅力の源泉であり、地域のアイデンティティの核となる地域資源（自然、景観、文化、歴史）を保全し、次世代に引き継いでいく

② 富士河口湖町において想定される宿泊税の使途

富士河口湖町における今後必要となる観光振興への取り組み（想定される宿泊税の使途）について、4つの視点を踏まえて下表のように整理した。

マネジメント視点				その他	想定される主な新規・拡充事業
観光客の体験価値の向上・維持	持続的な観光産業の構築	観光と地域社会の共存・町民生活の向上	地域固有の価値の保全・継承		
○			○		新たな誘客イベントの開催・既存イベントの質向上
○	○				観光関連施設(観光インフラ)の整備
○		○			受入環境整備（観光 HP の機能強化、観光パンフ（マップ）、デジタルを活用した交通機関や観光施設のリアルタイム情報）
○					観光案内デジタル化、観光 Maas 等
○	○				市場調査・分析
○					国内・国外へ向けた観光客誘致、プロモーション
○		○			観光防災対策（富士山噴火、南海トラフ対策：安全マップや避難について（外国语対応）、宿泊施設への備蓄食料提供や町避難所の受入設備等の充実）
	○				事業者の高付加価値化支援（デジタル化やバリアフリー化支援、多言語化・多様化に対する支援、ユニバーサルデザインの導入、観光従事者確保支援）
○		○			観光公害（オーバーツーリズム）対策
○		○			二次交通の充実や新たな移動手段の検討・構築
			○		観光資源に対する環境保全事業
				○	課税コスト（システム保守改修、広報経費、手数料）
				○	宿泊税周知ポスター、チラシ、充当事業説明資料
				○	宿泊事業者支援（奨励金）
○	○	○	○		プラスαの町独自の事業（施策）の展開

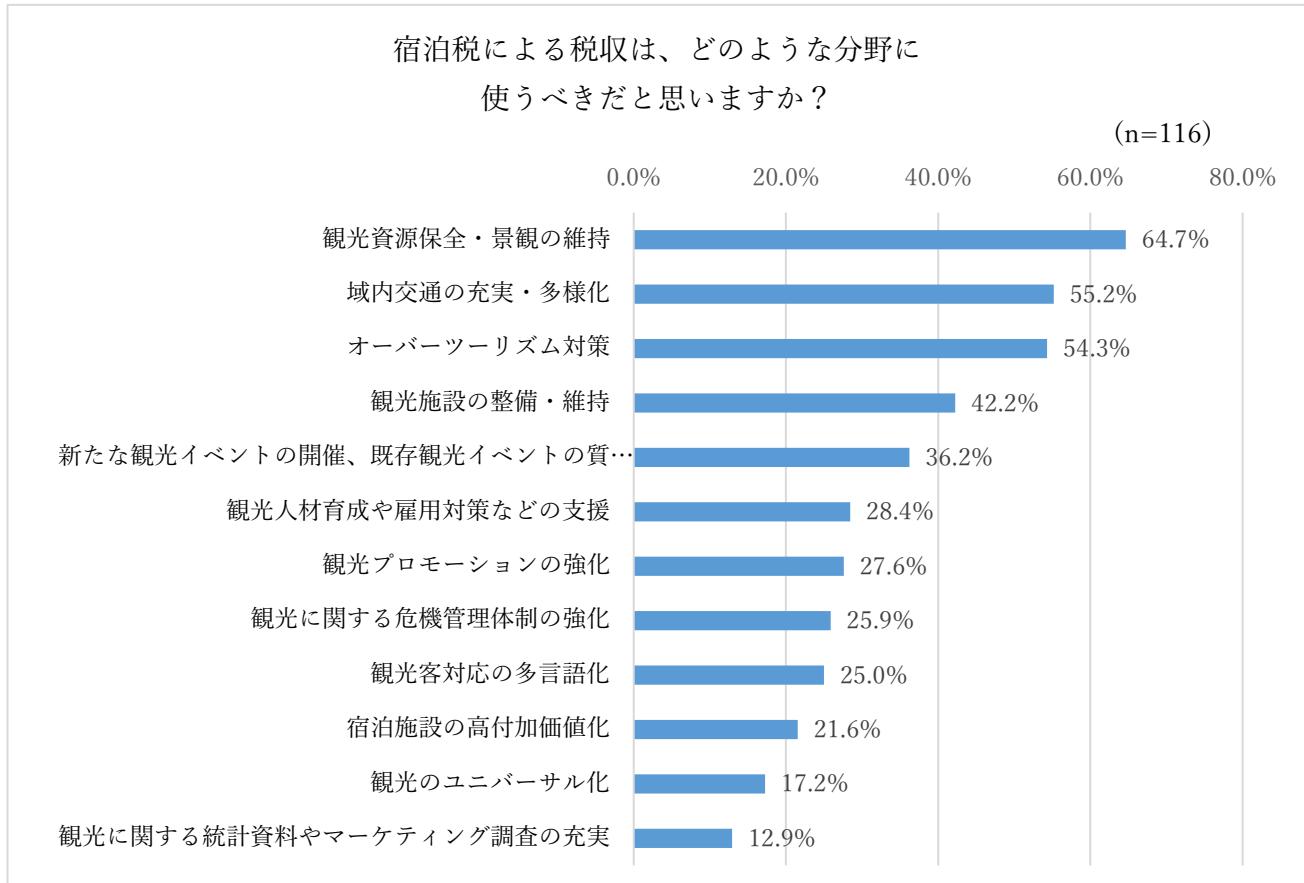
【委員からの意見】

- ・税収と使途の透明性が重要。特に使途については、観光事業者も監督ができる仕組みにしてほしい。単年度予算ではなく、ハード整備等は2~3年かかることを想定してほしい。
- ・消費者の宿泊税に対する認知度は高くない。宿のフロントで説明するだけでなく、来る前に知っていただくための対策を考えるべき。
- ・お客様から見ても、宿泊税が何に使われているのかわかるようにしてほしい。

【事業者アンケートの意見】

- ・オーバーツーリズム対策や町民への還元を優先すべき。
- ・徴収する施設へ事務手数料のような形で直接還元してほしい。
- ・既存のイベント（例：湖上祭や山開き祭り）のうち経費増加で規模縮小したものへの補填を行い各機関からの負担を少なくしてほしい。
- ・まずは目的をしっかりと定めること。（目標に対してどれくらいのお金が必要で、それをどのスパンで何円徴収するのか）必ず全ての宿泊施設から徴収すること。使途については委員会で熟考し、透明性をもたせること。
- ・河口湖駅周辺、湖周辺の交通インフラ整備、バスによる渋滞問題、サイクリングロードと歩道の整備、雪が降った日の除雪体制、大石公園の渋滞が課題。
- ・宿泊施設の業務負担につながらないような徴収の仕組みにしてほしい。
- ・単なる負担増にならないよう、宿泊事業者にとってメリットのある形での還元（観光インフラ整備等）をしてほしい。
- ・宿泊税を導入するならば、何に使うために導入するのか初めに明らかにして頂きたい。それには徴収に協力することになる宿泊事業者の意見を取り入れるべき。

なお、事業者アンケートにおいて、望ましい宿泊税収の使途について複数回答で聞いたところ、「環境資源保全、景観の維持」が最も多く 64.7%、次いで「域内交通の充実・多様化」が 55.2%、「オーバーツーリズム対策」が 54.3%という結果であった。



出典：富士河口湖町宿泊税導入の検討に関するアンケート調査結果

※アンケート結果の全編は本報告書巻末の参考資料に掲載。

3. 富士河口湖町における宿泊税制度の概要（案）

① 富士河口湖町における宿泊税導入についての基本的な考え方

宿泊税の制度設計にあたり、全国の先行自治体（市町村）の状況を整理した。

課税団体	京都市	金沢市	俱知安町	福岡市	北九州市
導入時期	2018年	2019年	2019年	2020年	2020年
課税客体 【対象施設】	町内に所在する宿泊施設への宿泊行為 【対象施設】①旅館業法に規定する（許可を受けた）ホテル、旅館、簡易宿所 ②住宅宿泊事業法に規定する（届出をして）住宅宿泊事業を係る（行う）施設（住宅）				
納税義務者	上記施設への宿泊者				
課税タイプ	段階的定額制	段階的定額制	定率制	段階的定額制	定額制
課税標準	上記施設への宿泊数		宿泊料金	上記施設への宿泊数	
税率 (税額)	1人1泊につき ①2万円未満:200円 ②2万円～5万円未 満:500円 ③5万円以上:1,000 円	1人1泊の宿泊料金が ①5千円未満:免税点 ②5千円以上2万円 未満:200円 ③2万円以上:500円	1人1泊または、 1部屋1泊の宿泊料 金の2% (2026年4月以降) 同 3%	宿泊者1人1泊につき、 ①宿泊料金2万円未 満:200円 (うち県税50円) ②宿泊料金2万円以 上:500円 (うち県税50円)	宿泊者1人1泊につき 200円 (うち県税50円)
免税点	なし	5千円未満	なし	なし	なし
課税免除	①修学旅行その他 学校行事 ②保育所、認定こ ども園、その他保 育事業を行う施設	なし	①修学旅行その他 学校行事 ②大学、高専、専修 学校の生徒・学生 による職場体験	なし	なし
特別 奨励金	納期限内納入額の 3.0% (導入後5年間は 特例措置+0.5%) 交付上限:200万円	納期限内納入額の 2.5% (導入後5年間は 特例措置+0.5%) 交付上限:前期後期 それぞれ50万円	①完納納期限内納 入額の2.5% ②未納有納期限内 納入額の2.0% ③加算金を伴う増 額時納期限内納入 額の1.0% (導入後5年間は特 例措置+0.5%)	納期限内納入額の 2.5% (導入後5年間は特 例措置+0.5%) (電子申告の場合 は+0.5%)	納期限内納入額の 2.5% (導入後5年間は特 例措置+0.5%) (電子申告の場合 は+0.5%)

課税団体	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市
導入時期	2023年	2024年	2025年	2025年
課税客体 【対象施設】	町内に所在する宿泊施設への宿泊行為 【対象施設】①旅館業法に規定する（許可を受けた）ホテル、旅館、簡易宿所 ②住宅宿泊事業法に規定する（届出をして）住宅宿泊事業を係る（行う）施設（住宅）			
納税義務者	上記施設への宿泊者			
課税タイプ	段階的 定額制	段階的 定額制	定額制	定額制
課税標準	上記施設への宿泊数			
税率 (税額)	1人1泊について、 宿泊料金が ①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満： 200円 ③2万円以上：500円	1人1泊について、 宿泊料金が ①5千1円未満：100円 ②5千1円以上2万円未 満：200円 ③2万円以上5万円未満： 500円 ④5万円以上10万円未 満：1,000円 ⑤10万円以上：2,000円	宿泊者1人1泊につき 200円	宿泊者1人1泊につき 200円
免税点	なし	なし	なし	なし
課税免除	①修学旅行その他学校行事 ②その他市長が認める者 (※) ※部活動又は地域のクラ ブチームとして、宿泊を 伴うスポーツ大会・文化 大会に参加する児童、生 徒並びに引率者	①修学旅行その他学校行事 ②その他町長が必要と認 める者	なし	①小学生以下 ②修学旅行その他学校行事 ③市長が災害などにより 避難が必要と認める者 ④その他公益上市長が特 に必要と認める者
特別 奨励金	納期限内納入額の 2.5% 交付上限：50万円	納期限内納入額の 5.0%	納期限内納入額の 2.5%	納期限内納入額の 2.5% (導入後5年間は特例 措置+0.5%)

また、富士河口湖町において適切な税制度を検討するにあたり、定額制、段階的定額制、定率制の特徴について、税収入額、「観光客」の負担、「事業者の負担」（徴収の時期、課税額の算出、オフ期対策）、先行自治体での状況、社会・経済状況への対応という観点から整理し、比較検討を行った。

		定額制	段階的定額制	定率制
税収入額		・宿泊単価の上昇は、あまり税収に影響しない。	・宿泊単価の上昇が、税収に一定程度影響を与える。	・宿泊客数と宿泊単価が上昇すれば、税収も増加する。
「観光客」の負担		・安価な宿泊費に対しては、負担が大きくなる傾向がある。 ・質（単価、季節性）が変更となっても負担額は同一。	・一定額以上の単価に合わせて、税額が増加するため、高額宿泊者に相応の負担が生じる。（安価な宿泊者への負担は、変更はない。）	・宿泊単価に対応した税額。 ・質（単価、季節性）に応じた税額。
「事業者」の負担	徴収の時期	・決済時やチェックアウト時でも徴収可能。	・宿泊料金確定時に、徴収が可能。	・宿泊料金確定時に、徴収が可能。
	課税額の算出	・課税額が一律のため、容易に算出可能となる。 (食事代やサービス料等の算出が不要)	・課税額が一律でないため、宿泊料金や価格帯別の宿泊人数の算出が必要となる。 (食事代やサービス料等が含まれている場合宿泊料金の算出を要する)	・課税額が一律でないため、宿泊料金の算出が必要となる。 (食事代やサービス料等が含まれている場合宿泊料金の算出を要する)
	オフ期対策	・価格調整による需給バランスの確立を阻害する。 (繁忙期に宿泊料金が上昇しても、影響しない)	・価格調整による需給バランスの確立を一定程度阻害しない。 (繁忙期に宿泊額が上昇した場合、宿泊者の税負担が増加する)	・価格調整による需給バランスの確立を阻害しない。 (繁忙期に宿泊額が上昇した場合、宿泊者の税負担が比例して増加する)
先行自治体		・先行自治体での採用事例が増加傾向にある。	・先行自治体での採用事例が多い。	・先行自治体での採用事例は、1団体（2025年8月時点）。
社会・経済状況への対応		・インフレやデフレなどに対応できない。 (宿泊料金が2倍以上になるような大幅なインフレの場合、税収は増加しない)	・経済状況に一定程度適応できる。 (宿泊料金が2倍以上になるような大幅なインフレの場合、税収は増加する)	・経済状況に適応できる。 (宿泊料金が2倍以上になるような大幅なインフレの場合、税収は増加する)

先行自治体の状況や、各制度の特徴を整理した結果を踏まえ、富士河口湖町における宿泊税の導入にあたっては、下記に示す4点に留意し検討を行うこととした。

◆宿泊者への課税内容が明確であるか。

宿泊者が、課税内容を即時に把握し、納得を得られる方式であるか。

◆事業者への事務負担が軽減されているか。

申告事務等が煩雑とならず、簡易な方式であるか。

公平な事務負担が実現するか。

◆導入目的を安定的・継続的に達成されるか。

事業を推進するために、安定的かつ継続的に運営する方式であるか。

◆公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと。

法定外目的税の新設に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について

(平成15年11月11日付総税企第179号)

【委員からの意見】

- ・民泊については、アパートの一室や空き家を使い、届出をせずに営業していると思われるところが見受けられる。税の大原則は適正かつ公平ということであるので、払う人と払わない人が出るというのは非常に問題。フロントがなく、スマートフォンでチェックインからアウトまで完結している施設については徴収方法も課題。町として徹底して調査してほしい。
- ・急なキャンセルを防ぐためにWEBでの事前決済が望ましいが、その場合は全て込みの金額を提示する必要がある。現地で宿泊税のみを徴収するのは、特に相手が外国人観光客など言葉の通じない場合にはかなり困難。

【事業者アンケートの意見】

- ・格安宿から高級宿までありが、不公平がないようしてほしい。
- ・宿泊税ではなく、観光業全てから徴収すべきだと思う。
- ・空き家がいつの間にか民泊になりコンテナ泊・コンドミニアム泊、コテージ泊が、随所にみられる。これらをすべて把握しあつ宿泊税の取りこぼしがないのであれば大事な税収入が得られると思う。
- ・未納や滞納がある事業者には、厳正に処分をするべき。
- ・入湯税を徴収している施設は、これまで行政と一体となり観光産業の発展に努めてきた。富士河口湖町が世界遺産となり、町外から民泊・民宿が富士河口湖町のインフラや観光施設・イベントへフリーライドすることは望ましくない。温泉がある施設は入湯税と宿泊税の二重で税を負担し、民泊・民宿が宿泊税のみ支払うのは不公平感があるので、入湯税をとっている施設には宿泊税の軽減措置を検討してほしい。
- ・学生の合宿など、観光やレジャーを目的としない宿泊施設もあるので不公平感が強い。何か救済措置があれば良いと思う。

② 宿泊税制度の概要

前項までに整理した内容を踏まえ、富士河口湖町における宿泊税制度の概要（案）として、下表のとおり提言する。

項目	要件	考え方
課税客体	町内に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為	課税の公平性を担保するためには、課税客体（宿泊者の宿泊行為）の確実な捕捉が必要であることから、宿泊者名簿の備付や保存義務が課されている旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設への宿泊者を納稅義務者とする。
課税標準	宿泊施設への宿泊数	
納稅義務者	宿泊施設への宿泊者	
徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付	宿泊事業者、または宿泊税の徴収に便宜を有する者による特別徴収とし、旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊事業者を特別徴収義務者とする。
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者	（宿泊事業者等が宿泊者から税を徴収し、町に納入する方法）
申告期限	毎月末までに、前月の初日から末日分を申告納付	毎月の申告納付を基本とするが、負担軽減の観点から特例措置（3か月まとめての申告納付）も検討する。
税額（税率）	宿泊者1人1泊あたり 定額 200円	アンケート結果からの回答が最も多く、町内宿泊施設は、ホテルや旅館、民宿、コテージなど多岐にわたり特別徴収義務者の事務負担が最も少ないことから、宿泊施設での徴収において混乱を緩和出来る。
免税点	設けない	先行自治を参考に、旅行者に対し、公共サービスは全体的に享受されることから、金額ではなく宿泊者全体にご負担いただく考えのほか、特別徴収義務者の事務負担軽減を目的に免税点は設けない。
課税免除	修学旅行その他学校行事	先行自治体を参考に、修学旅行は学校の教育課程上「学校行事等」に位置づけられる教育活動であり、年少者の健全育成に資するものであり、公益性の観点から免除したい。
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	地方税法等における法定外目的税に対する罰則が適用される。例としては、申告がなされない場合に町が税務調査をして税額を決定する。その調査を拒否した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される規定が適用となる。
見直し期間	原則5年ごとに見直し (施行後問題が生じた場合は、見直しを検討)	先行自治体を参考に一定期間での見直しを検討。
特別奨励金	2.5～3.0% (導入後5年間は特例措置 +0.5%)	先行自治体を参考に導入後5年は宿泊税に対する負担も大きいことから特例措置の導入を検討。上限額については現在検討していない。

【委員からの意見】

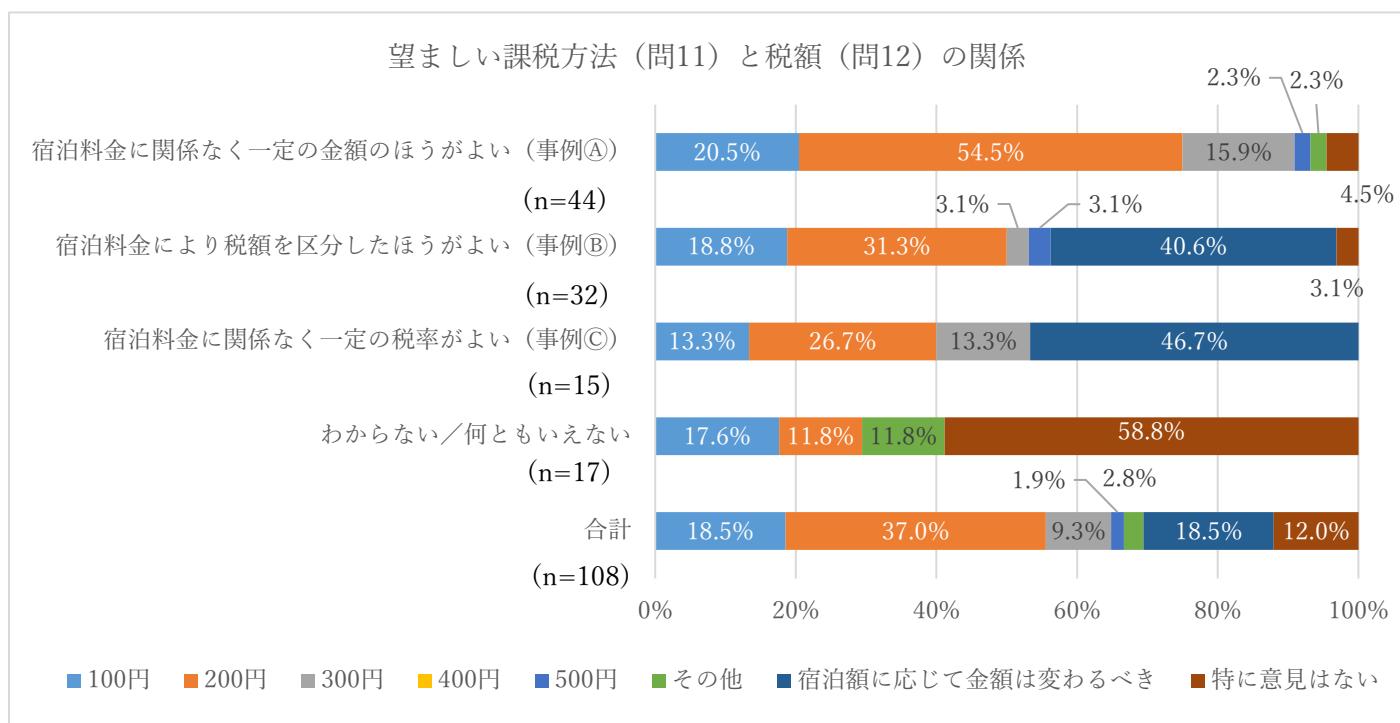
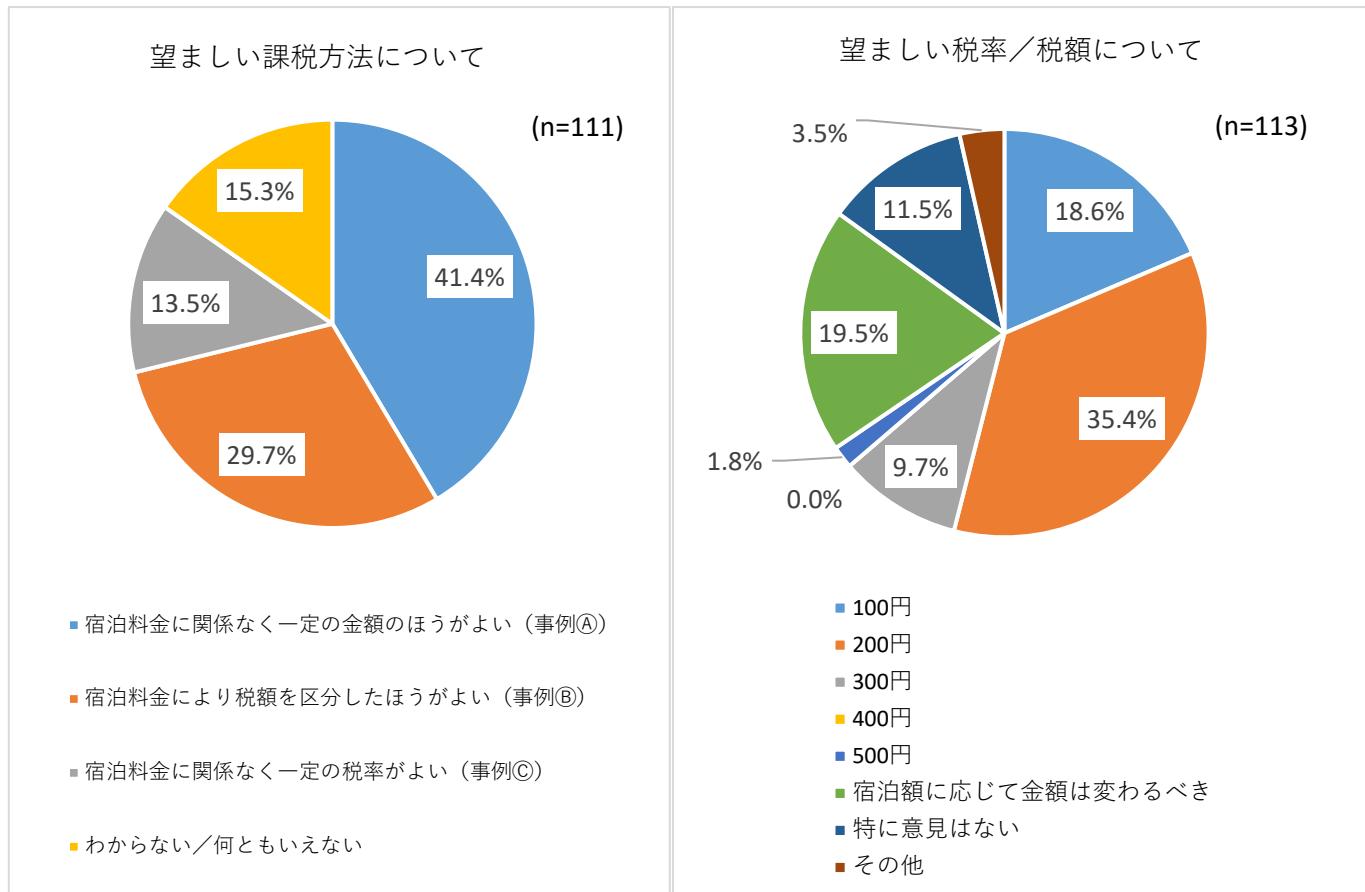
- ・見直し期間について、例えば宿泊税を導入してみて宿泊者数が下がった場合に、宿泊税の単価を下げたり廃止したりするということもあり得るのか。
- ・一人数百円のテント泊や、5,000円程度のバンガローにとっては、200円の税額は影響が大きい。免税点を設けてほしい。
- ・精進湖周辺は民宿が多く、カヌーの全国大会等で子供たちを受け入れている。最近宿泊料金を値上げしたばかりで、宿泊税導入となればまた値上げということになる。河口湖周辺の値段が上がっているホテルと他エリアの民宿では状況が違うということは理解してほしい。
- ・部活動等の合宿は小中高大とあり、線引きはどうなるのか。また、サッカーのクラブチームなど、学校行事ではなくスポーツや音楽の合宿もある。
- ・入湯税は12歳未満が免税となるので、宿泊税も条件を統一しないと、お客様への説明が困難となり、現場が混乱する。
- ・宿泊税を導入した際に、入湯税を減額できないか。
- ・特別奨励金を出したとしても、クレジットカード決済の手数料は3~5%なので全て吸収される。宿泊事業者の持ち出しが出る可能性もある。

【事業者アンケートの意見】

- ・コロナ禍やリーマンショック等の有事には、軽減措置や一時的に徴収を停止する条項を設定してほしい。
- ・中学生以下の課税免除を希望。
- ・未満児からは徴収しない方向で検討してほしい。

また、事業者アンケートでは、定額制、段階的定額制、定率制について、先行自治体の具体的な事例Ⓐ～Ⓒを示したうえで、望ましい課税方法と税率／税額について意見を聴取した。その結果、宿泊税の望ましい課税方法としては、定額制が最も多く41.4%、次いで、段階的定額制が29.7%であった。税額は「200円」が最も多く35.4%であった。また、定額制を選択した人のうち、54.5%が望ましい税額として「200円」を選択した。

	事例Ⓐ 定額制 北九州市（福岡県）	事例Ⓑ 段階的定額制 京都市（京都府）	事例Ⓒ 定率制 俱知安町（北海道）
税率 (税額)	1人1泊 200円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満 200円 ② 2万円以上 500円	1人1泊について 宿泊料金×2%



出典：富士河口湖町宿泊税導入の検討に関するアンケート調査結果

※アンケート結果の全編は本報告書巻末の参考資料に掲載。

4.その他

① 特別奨励金

特別奨励金とは、宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する奨励金である。すべての先行導入自治体において実施されている。

当町においては、先行導入自治体の例から特別奨励金として納期限納入額の2.5～3%（導入後5年間は特例措置+0.5%）とすることが望ましい。

⇒納期内納付を促すため、納期限に納入した場合に特別徴収交付金を交付する。

② システム整備費補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費を補助するもの。

当町においては、先行導入自治体の例からシステム整備費等補助金として上限50万円（補助率1/2）を交付することが望ましい。

③ 入湯税

当町では入湯税を徴収しており、一部を観光振興のための財源として活用している。しかしながら、徴収対象となる施設が限定的であることから、今後は観光振興の財源としては宿泊税を想定することとし、入湯税については環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備といった使途に充てるなど、棲み分けを検討することが必要。

④ 宿泊税の使途の明確化とガバナンス・実効性の確保

宿泊税を充当する事業の中長期的な方向性を明確化し、関係者間で認識を共有できるように、必要に応じて「富士河口湖町観光立町推進基本計画」の見直しの検討が必要である。さらに、継続的な取り組みが求められる観光振興においては単年度主義では限界があることから、年度の繰り越しを可能とする基金化を想定して運用を行うことを求める。

また、宿泊税をより有効に活用し得る体制や仕組みについても引き続き検討を進め、必要に応じて対応を講じる。

おわりに

本検討委員会では、富士河口湖町が直面する人口減少に伴う財源の減少と、観光客増加による交通渋滞や生活環境への影響といった新たな観光課題に対し、町の基幹産業である観光産業の持続的発展を目指し、新たな観光振興財源としての宿泊税導入について多角的に検討を重ねた。

検討委員会での議論と事業者アンケートを踏まえ、宿泊税は、宿泊客に広く公平な負担を求めることで、町の財政基盤強化と持続可能な観光地マネジメント（観光客の体験価値向上、地域社会との共存、環境保全）を実現できるものと考え、導入すべきであるという結論に至った。

今後は、本報告書で示された制度案を基に、早急な条例制定に向け、導入準備を推進していただきたい。また、宿泊税の使途に関しては、充当する事業の方針を明確にし、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者に理解・納得していただけるよう、透明性の確保を図ることを求める。

最後に、本検討委員会での議論や事業者アンケート等において貴重なご意見・ご協力を賜った関係者の皆様に感謝申し上げる。

令和8年1月
富士河口湖町宿泊税検討委員会

参考

① 富士河口湖町宿泊税検討委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

委員名	所属
梅川 智也	國學院大學 観光まちづくり学部 教授
大野 章	勝山観光協会 会長
小佐野 国博	北河口湖観光協会 会長
九川 修	本栖湖観光協会 会長
外川 和久	河口湖温泉旅館協同組合 理事長
外川 凱昭	河口湖観光協会 会長
堀内 治郎	大石観光協会 会長
堀内 貴丈	(一社)富士河口湖町観光連盟 理事長
宮下 昇	奥河口湖観光協会 会長
渡辺 信三	小立観光協会 会長
渡辺 正子	副町長
渡辺 安司	西湖観光協会 会長
渡辺 良次	精進湖観光協会 会長

② 検討スケジュール

実施時期	内容
令和 7 年 6 月 17 日	第 1 回事業者向けセミナー 講演テーマ： 魅力ある観光施策の実現に向けて～「観光振興財源」 としての宿泊税を考える～
令和 7 年 6 月 20 日～8 月 8 日	宿泊事業者アンケート（WEB・紙面併用） 配布・回収
令和 7 年 7 月 29 日	第 1 回宿泊税検討委員会 (1) 会議の目的と検討経緯 (2) 富士河口湖町の観光を取り巻く環境 (3) 観光振興財源/宿泊税とは (4) 検討スケジュール
令和 7 年 9 月 9 日	第 2 回宿泊税検討委員会 (1) 前回の検討委員会の振り返り (2) 宿泊事業者アンケート結果について (3) 宿泊税の導入検討について (4) 宿泊税の使途について (5) 宿泊税の制度設計について①
令和 7 年 10 月 15 日	第 2 回事業者向けセミナー ※内容は第 1 回セミナーと同様
令和 7 年 11 月 10 日	第 3 回宿泊税検討委員会 (1) 前回の検討委員会の振り返り (2) 宿泊税の制度設計について② (3) 宿泊税制度の骨子案の確認
令和 8 年 1 月 15 日	第 4 回宿泊税検討委員会 (1) 旅行者アンケート結果について (2) 前回の検討委員会の振り返り (3) これまでの検討委員会協議内容の整理 (4) 検討委員会としての答申（提言）内容について

③ 富士河口湖町宿泊税検討委員会 設置要綱

(設置)

第 1 条 富士河口湖町における宿泊税に関する調査検討を行うため、富士河口湖町宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宿泊税の導入に関すること。
- (2) 宿泊税制度の在り方に関すること。
- (3) 宿泊税の充当事業の整理や宿泊税を財源とした新たな施策に関すること。
- (4) 事業者等への影響調査・対応に関すること。
- (5) 関係機関の情報収集に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、宿泊税の在り方の検討に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光関係団体に所属する者
- (3) 宿泊関係団体に所属する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員報酬等)

第 7 条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、富士河口湖町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 15 年富士河口湖町条例第 40 号)第 2 条及び第 3 条の規定を適用する。

(意見の聴取)

第 8 条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、観光課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

富士河口湖町 宿泊税導入の検討に関するアンケート 調査結果

対象者：富士河口湖町内に事業所のある宿泊事業者※

調査方法：郵送で依頼し、WEBもしくは郵送にて回答

回収期間：2025年6月20日～8月8日

回答数：153件／645件（回答率 23.7%）

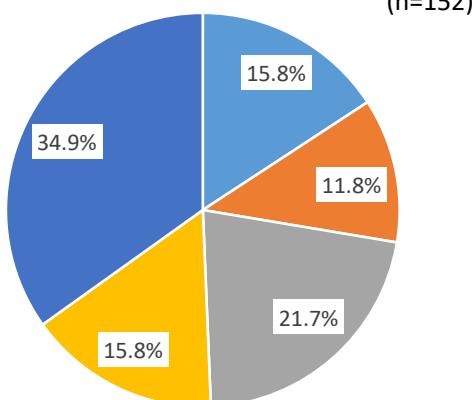
※旅館業法によって許可された施設および住宅宿泊事業法に届出のある施設
(廃業済みだが、未届出施設を除く)

1

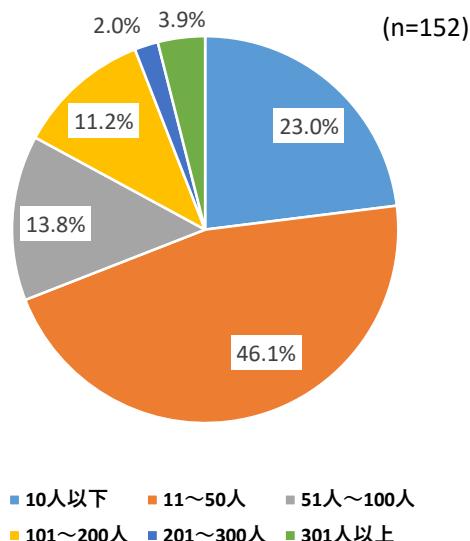
回答施設の種別／規模

- 回答施設の種別（「その他」を除く）では、「民宿」が最も多く21.7%、次いで「ホテル」と「ゲストハウス」がそれぞれ15.8%、「旅館」が11.8%であった。
- 施設の最大収容人数は11～50人が最も多く46.1%を占める。

問2 宿泊施設の種別を教えてください。



問3 宿泊施設の最大収容人数を教えてください。（単位：人）



■ ホテル ■ 旅館 ■ 民宿 ■ ゲストハウス ■ その他

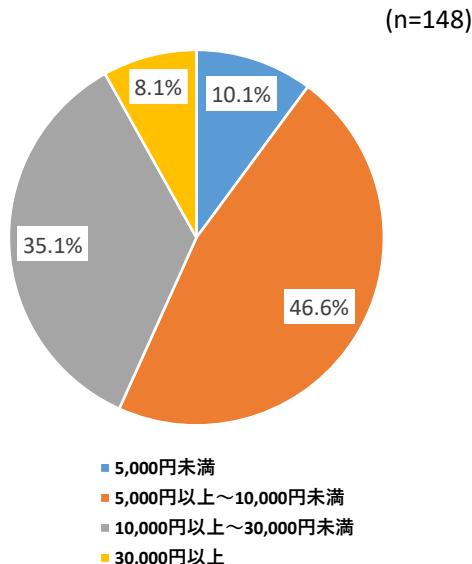
■ 10人以下 ■ 11～50人 ■ 51人～100人
■ 101～200人 ■ 201～300人 ■ 301人以上

2

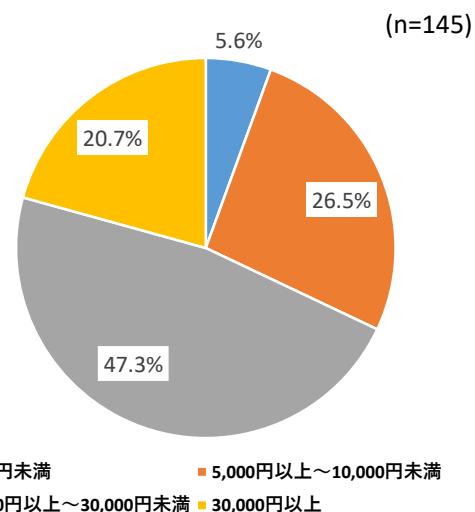
回答施設の年間平均宿泊単価／価格帯別人泊数

- 回答施設の年間の平均宿泊単価は、5,000円以上10,000円未満が最も多く46.6%、次いで10,000円以上30,000円未満が35.1%であった。
- 一方、人泊数で見ると10,000円以上30,000円未満が最も多く47.3%となる。

問4 年間の平均宿泊単価を教えてください。
さい。（単位：円／人泊）



問5 価格帯別の人泊数割合 ※

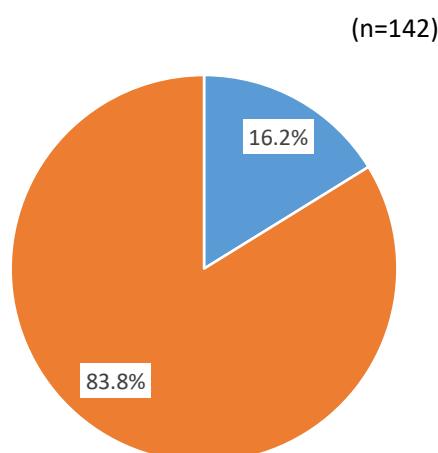


※回答のあった各施設について、価格帯別人泊数をそれぞれ足し上げ、全体の人泊数で除して割合を計算したもの。

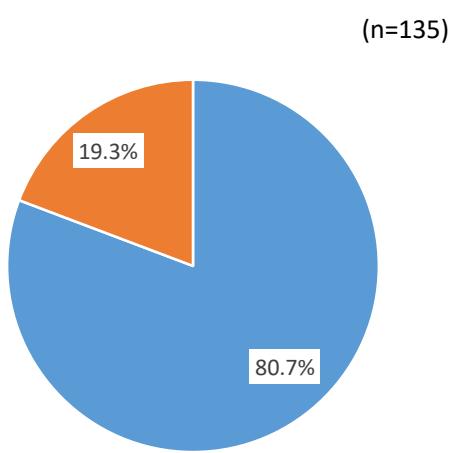
回答施設の年間平均宿泊単価／価格帯別人泊数

- 回答施設のうち、修学旅行生を受け入れている施設は16.2%であった。
- 12歳未満を受け入れている施設は80.7%であった。

問6 修学旅行生の受け入れ有無



問7 12歳未満の受け入れ有無



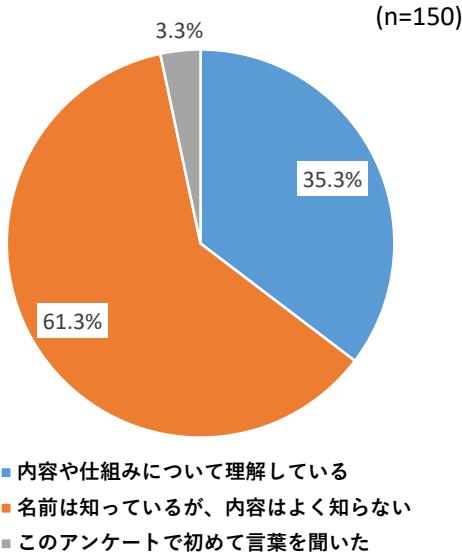
■ 受入れあり ■ 受入れなし

■ 受入れあり ■ 受入れなし

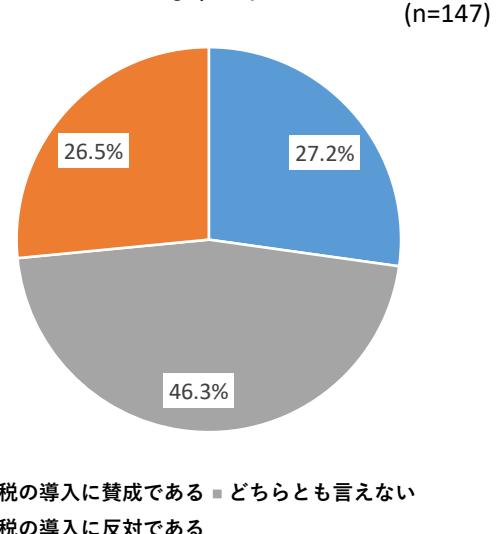
宿泊税に対する認知状況／導入に対する賛否

- 宿泊税に対する認知状況については、「内容や仕組みを理解している」割合は35.3%、「名前は知っているが、内容はよく知らない」が61.3%であった。
- 宿泊税導入に対しては、「賛成」が27.2%、「反対」が26.5%と拮抗し、「どちらとも言えない」が46.3%であった。

問8 宿泊税についてのあなたの認知の状況
を教えてください。



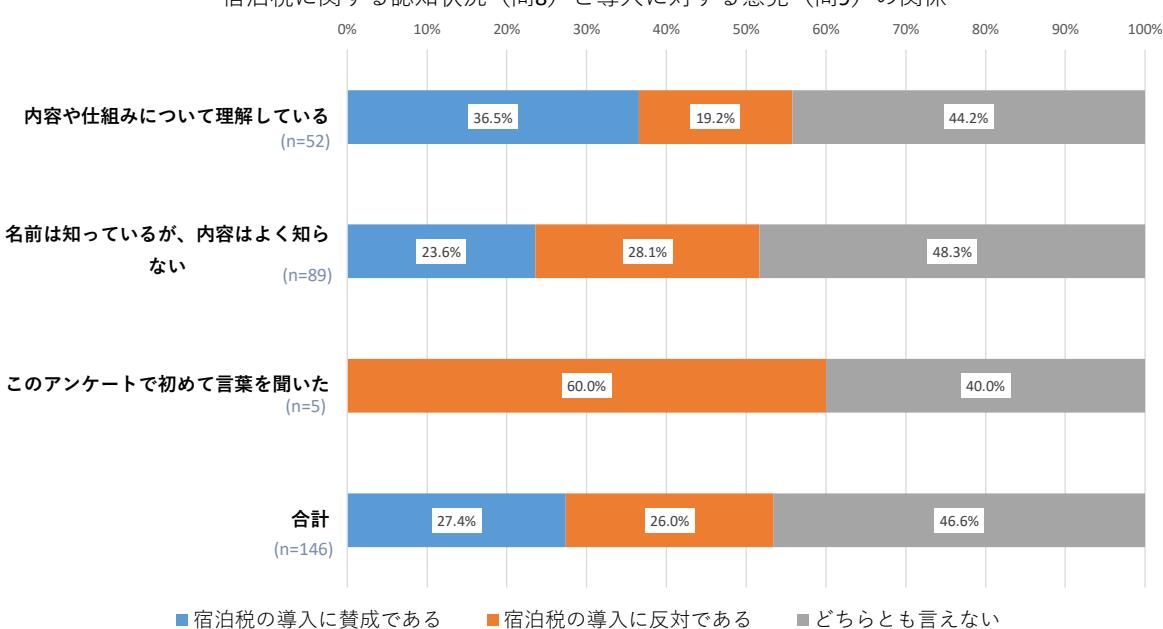
問9 宿泊税が観光地や地域の発展にどのように貢献するかを考慮した上で、導入についてどう感じていますか？



宿泊税に対する認知状況×導入に対する賛否

- 宿泊税について、「名前は知っているが、内容はよく知らない」と回答した施設は、「賛成」が23.6%、「反対」が28.1%であるのに対し、「内容や仕組みを理解している」と回答した施設は「賛成」が36.5%、「反対」が19.2%と、賛成の割合が高まる傾向となつた。

宿泊税に関する認知状況（問8）と導入に対する意見（問9）の関係



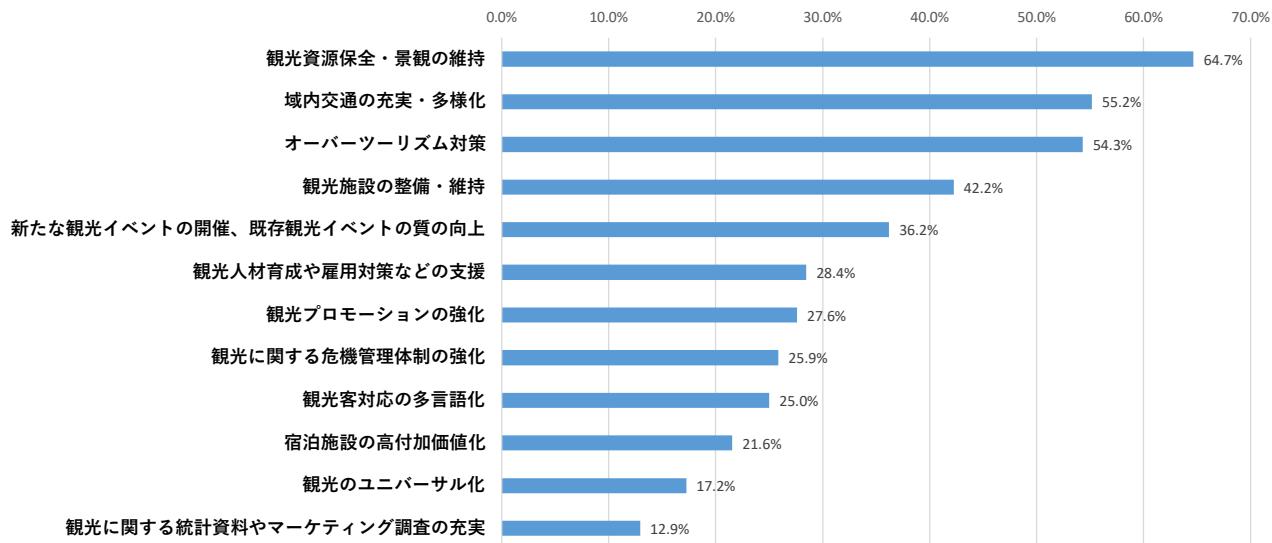
望ましい税収の使途

- 宿泊税の望ましい使途としては、「観光資源保全・景観の維持」が最も多く64.7%、次いで「域内交通の充実・多様化」が55.2%、「オーバーツーリズム対策」が54.3%であった。

問10 宿泊税による税収は、どのような分野に

使うべきだと思いますか？

(n=116)



7

望ましい課税方法／税額

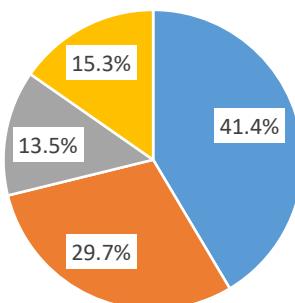
- 宿泊税の望ましい課税方法としては、定額制が最も多く41.4%、次いで、段階的定額制が29.7%であった。
➤ 税額は「200円」が最も多く35.4%であった。

表1 全国の3つの事例Ⓐ～Ⓒ

事例Ⓐ	事例Ⓑ	事例Ⓒ	事例Ⓓ
税率(税額) 北九州市(福岡県)	1人1泊200円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満200円 ②2万円以上500円	1人1泊について、宿泊料金×2%

問11 他の自治体の宿泊税においては、表1の通り宿泊料金（食事代を除く）により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。宿泊税を導入している自治体を参考にご意見をお聞かせください。

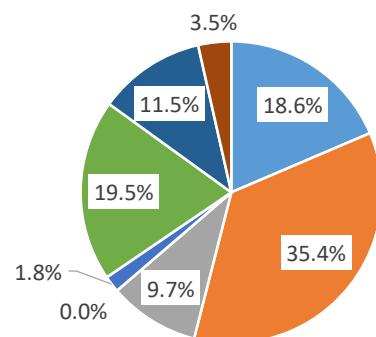
(n=111)



- 宿泊料金に関係なく一定の金額のほうがよい（事例Ⓐ）
- 宿泊料金により税額を区分したほうがよい（事例Ⓑ）
- 宿泊料金に関係なく一定の税率がよい（事例Ⓒ）
- わからない／何ともいえない

問12 宿泊税の税率・税額について、どの程度の金額が妥当だと思いますか？選択肢に該当の金額がない場合は、「その他」に具体的な金額をご記入ください。

(n=113)



- 100円
- 200円
- 300円
- 400円
- 宿泊額に応じて金額は変わるべき
- 特に意見はない
- 0.0%
- その他

8

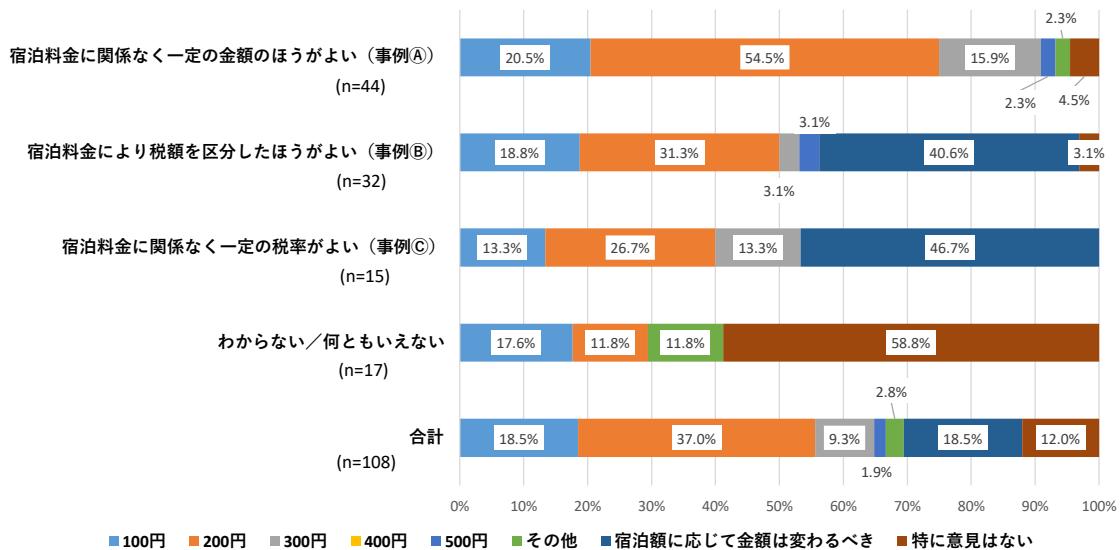
望ましい課税方法×税額

- 課税方法として最も選択率の高い定額制（事例Ⓐ）を選択した人のうち、54.5%が望ましい税額として「200円」を選択。

表1 全国の3つの事例Ⓐ～Ⓒ

税率 (税額)	事例Ⓐ 北九州市（福岡県）	事例Ⓑ 京都市（京都府）	事例Ⓒ 俱知安町（北海道）
1人1泊200円	1人1泊について、宿泊料金が①2万円未満200円、②2万円以上500円	1人1泊について、宿泊料金×2%	

望ましい課税方法（問11）と税額（問12）の関係

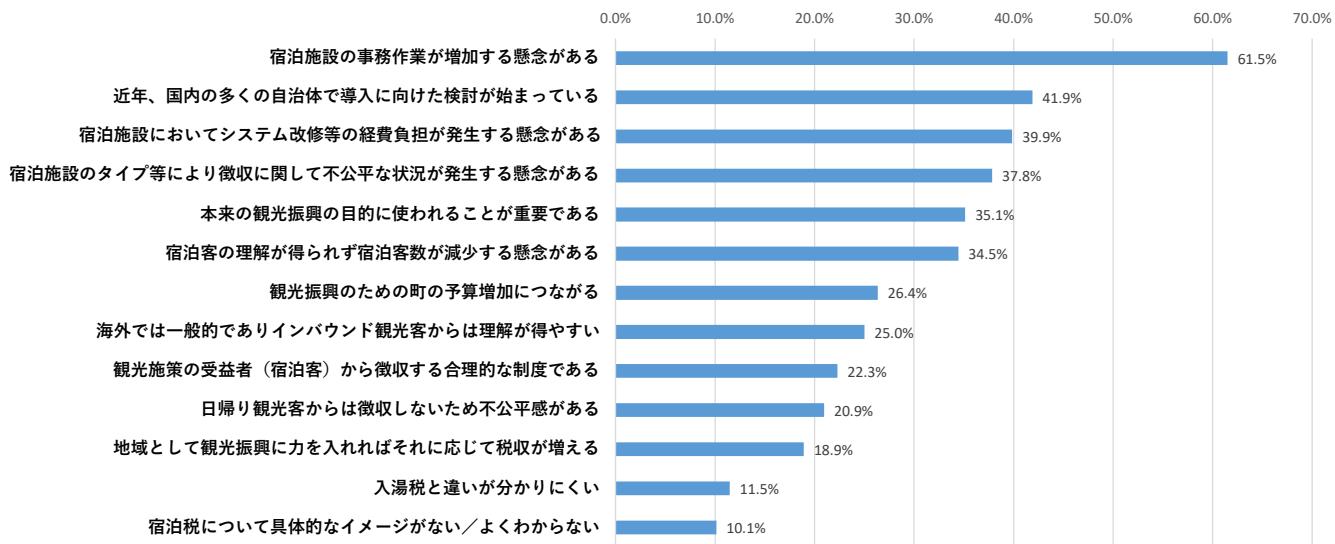


9

宿泊税に対するイメージ

- 宿泊税の制度全般に対するイメージについて聞いたところ、「宿泊施設の事務作業が増加する懸念がある」が最も多く61.5%、次いで「近年、国内の多くの自治体で導入に向けた検討が始まっている」が41.9%、「宿泊施設においてシステム改修等の経費負担が発生する懸念がある」が39.9%、「宿泊施設のタイプ等により徴収に関して不公平な状況が発生する懸念がある」が37.8%であった。

問13 宿泊税に対してお持ちの具体的なイメージを教えてください。 (n=148)



10

自由回答でのご意見（1/5）

- 宿泊税導入に関して、自由記述にていただいたご意見を掲載する。（原則全文を掲載しているが、個人や事業者を特定する可能性のあるものに関しては、該当部分を削除する等している。）

【徴収時の公平性について】

以前の宿泊料金に対する補助金はホテルが対象となっていたので宿泊税は格安の宿泊施設も不公平が無いようお願い致します

格安宿から高級宿まで有りますがそれなりに不公平がないようにお願い致します

行政が把握していない民泊からはどの様に宿泊税を徴収するのか？

日帰り観光客席の多さより、交通渋滞、ゴミ処理を含めたマナー違反が多っている。宿泊税と共に地域搬入税など宿泊施設から宿泊税だけでなく、観光業全てから徴収すべきだと思うが、行政の意見は？

民泊施設利用者からも必ず徴収すべき。

我々のような低価格帯の利用者ではなく、高額宿泊施設からガッチャリ徴収すべき。

河口湖町にかぎらず、空家がいつの間にか民泊になりコンテナ泊・コンドミニアム泊

コテージ泊が、随所にみられています。これらをすべて把握しつつ宿泊税の取りこぼしが

ないのであれば大事な税収が得られると思われます。不公平を感じる事のない様にして欲しいと思っております。

今後の意見交換の内容から、公平性のあるものにしていただきたいです。

宿泊税収支の透明性や公平性に不安があります。

- ・宿泊施設がいろいろあるが（キャンプ、民泊、旅館、ホテル・・・）、公平性と徴収方法はどうするのか？

- ・外部委託などせずに、町長が最後まで責任をもつ。

現在、民泊や民宿など河口湖町外の会社や個人が事業を行っており、実態に即した徴税を実施すべきである。特に外国人が代表の事業体においても適正・公平な課税・徴収を実施することが重要と考える。また滞納処分の執行を伴う強い権限で適切・公平な課税・徴収を行なべきである。AirBnBなどオンラインプラットホームで民泊・民宿を行なっているにも関わらず、納付しない業者に関しては、行政と弁護士など一体となり、勧告などの行政処分及びプラットホームへの不掲載依頼などを行い、厳正な対応で行なるべきである。

【課税免税・免税点や制度設計全般について】

観光による恩恵を地域に還元するという宿泊税の趣旨については理解しておりますが、簡易宿所など小規模事業者にとっては、固定費に対する負担感が相対的に大きく、導入による利益圧迫は非常に深刻です。

特に現在の物価高騰や人件費の上昇の中、宿泊料金への上乗せが難しい状況もあり、実質的な収益減少につながる可能性が高いと感じています。

可能であれば、宿泊税の導入にあたっては以下のよう配慮をご検討いただけないと幸いです。

- ・小規模宿泊事業者に対する税率の軽減措置または免除枠の設定

- ・徴収業務の簡素化（システム整備・町が一括で請求する形など）

- ・宿泊税の使途の明確化と、宿泊事業者にとってもメリットのある形での還元（例えば、観光インフラ整備など）

単なる負担増ではなく、「地域と宿泊業がともに発展できる制度設計」として、丁寧な協議のもとでの導入をお願い申し上げます。

11

自由回答でのご意見（2/5）

【課税免税・免税点や制度設計全般について（つづき）】

入湯税と宿泊税の両立について。入湯税と宿泊税が目的税であり、その導入背景・利用に関しては一定の理解があるところではあるが、入湯税を徴収している施設は、富士河口湖町行政と一緒に観光産業の発展に努めてきたとの自負がある。富士河口湖町が世界遺産となり、富士河口湖町外から民泊・民宿が富士河口湖町のインフラや観光施設・イベントへフリーライドすることは望ましくない。それ故に宿泊税の導入にも一定の理解を得るが、入湯税と宿泊税の二重で税負担があり、民泊・民宿が宿泊税のみ支払うのは不公平感があると感じるところである。先行者の税負担軽減策として、宿泊税の軽減措置の導入を検討していただきたい。また旅館等宿泊者施設は価格彈力性が高いために、入湯税及び宿泊税をそれぞれ独立した税ではなく、一体としての税として課税を考慮していただきたい。

社会情勢及び経済状況に応じた、軽減措置の必要性。宿泊税の導入によって、旅館等価格彈力性が高い業種への影響があることは、前項でも指摘したことではあるが、コロナ禍がリーマンショック、2025年7月5日予言に伴う宿泊客の激減など、観光・宿泊産業は非常に情勢に影響されやすい業種であることは、ご承知であるとは思う。社会情勢及び経済状況が悪化した場合には、軽減措置などで一時的に宿泊税の徴収を停止する条項を設定していただきたい。具体的には、パンデミックや震災による外国政府からの日本への渡航制限、消費者態度指数など経済指標の悪化、RESASなど各種情報システム指標の悪化などをもとに、減税による宿泊消費額回帰を念頭に制度設計を行うべきである。

海外のご利用客へ適用し日本人には必要なしと考える

インバウンドから試験的に導入希望

日本人一律100円 外国人一律300円というのはいかがでしょうか？

・外人客は民宿、ペンションにほとんど泊まらないで徴収外にするのが順当。・今年の6月7月は外人客が全然来ないので1年くらい外人客の流れを確認する必要がある（8月以降も外人客の予約がない）

宿泊料金が低価格帯の宿泊施設の場合（特に日本人の場合）、少額でも宿泊税を徴収することにより、宿泊客数が減少することが想される。（インバウンド対応していない施設は、尚更である。）

キャンプ場ですが、その場合はパンガローのみの税徴収になるのでしょうか

キャンプ場、パンガロー、コテージで1人当たりの客数単価に幅があり、宿泊税の対象となるか疑問です。

キャンプ場で旅館業法に該当しない場合は？

宿泊税の徴収は理解しておりますが、大学生を含む学生団体は免税として欲しい

合宿施設である当館においてインバウンド客はもちろん一般的の旅行客も皆無、学生等が観光はせずホールに缶詰で練習、といった特殊な形態のため宿泊税の恩恵は全くと言っていいほど受けない。宿泊税自体は賛成だが、少ないながらも観光やレジャーを目的としない宿泊施設もあるので不公平感が強く一律であるなら反対せざるを得ない。何か救済措置があれば良いと思う。

当施設の宿泊客のほとんどが、学生の林間学校だったり中高のスポーツ合宿での利用なので、一律すべての宿泊客に宿泊税もとめる事には反対です。

・安いのが売り物です・学生が100%です（合宿）・学生とは宿泊税はなしという事にして頂けますか？

修学旅行生を受け入れているが、是非宿泊税の対象から外してもらいたい。その位の柔軟な発想をお願いしたい。

修学旅行生からの徴収に反対します。

当館は学生合宿を主に受け入れています。客単価が低い上、入湯税も頂いています。宿泊税をいただきますと客離れが起きる可能性が出てくると思われます。95%が学生等で合宿が減少する心配がある。

中学生以下の免税を希望します。

12

自由回答でのご意見（3/5）

【課税免税・免税点や制度設計全般について（つづき）】

宿泊料金がかからない未満児等からは徴収しない方向で検討をお願いしたい。

宿泊税を入れると宿泊単価が上がるるので泊まる客がへる 5000円以下は徴収しないでほしい

宿泊料8,000円以下の宿は宿泊税を徴収しない事にして欲しい。当ペニションは安値でなんとか集客出来ていて、今の宿泊代に税を上乗せしたら、集客数が減ってしまうので不安です。

【宿泊税の用途について】

お客様から頂いた宿泊税は、有効に観光客のために使用し、再度河口湖に訪れてもらうための目的税だと思います。

富士河口湖町にも他の観光地のように宿泊税の受け皿としてDMOを設立し、行政目線だけでなく、観光業者目線の政策をしていく事が必要です。

これ以上の外国人は必要無し。オーパーツーリズム対策、町民への還元を優先すべき。道路渋滞やゴミ問題、白タクなど町民は辟易しています。

インバウンド観光客のオーパーツーリズムによる諸問題が多々起こっているので、課題解決に適切に活用されるなら導入は仕方ないと感じている。

宿泊税は特定の目的のための税金ですが、使用用途が観光振興に寄与する公共性のあるものであれば別段の問題はないと考えています。ただし、現状でも、税金で作られた公共物を私的に利用している状況が見受けられている中で、そこを管理できない行政が税金を集め正しく使えるのかは疑問です。しかし観光客が増加すれば、それに合わせた環境作りは必要で、既存の収入だけで追いつかないコストがあるのであれば税金を徴収して貯うのは当然のことと考えます。その結果、観光客が減ったとしても、合わせて負担もなくなっているのであればそれも適正な効果と呼べると思います。

道路などの乱横断や、横断歩道内での撮影など以前とは異なる問題が多くなって来たので、そこに関わる経費などに使える税収は必要だと考えています。

徴収する施設へ事務手数料のような形で直接還元してほしい。既存のイベント（例：湖上祭や山開き祭り）で経費増で規模縮小したものへの補填を行い各機関からの負担を少なくしてほしい。

まずは目的をしっかりと定めること。（目標に対してどれくらいのお金が必要で、それをどのスパンで何円徴収するのか）必ず全ての宿泊施設から徴収すること。使途については委員会で熟考し、透明性をもたせること。

観光に力を入れる為、町のクーポンや宿泊割等行う際毎回手間や時間、導入するに辺りシステムの変更を余儀なくされるので、その負担についても補助金等で補える様検討してもらいたいです。

1.常日頃から感じている事。日本の富士山から世界の富士山と言われているのに・・・

・河口湖駅周辺、湖の周り等とにかく交通インフラ整備が遅れています。

・富士急バスがバスstopに止まって、流れを悪くし、渋滞を引き起こしています。

・サイクリングロード、歩道の整備が遅れています。

・雪が降った日の除雪体制が本当にひどい!!

※長野県の自治体を勉強してほしい。朝6時には安心して走れます。歩けます。外国のお客様が滑りながら車道を歩かれています。最低のリゾートです。

2.私だったら・・・

・リニアの残土で河口湖の周辺を巾10cmづつ埋立ます。将来のことを考えますと、このくらいのチャレンジ、英断が必要と日々考えています。

3.大石公園入口の渋滞がひどいですね。右折ライン、左折ラインが必要かと思います。

厳しい事書きましたが、頑張ってください。

・宿泊施設の業務負担につながらないような徴収の仕組みの構築をお願いします。・OTAによる予約時事前徴収にしていただけるとありがとうございます。

・一刻も早く河口湖駅前ロータリー、周辺道路整備を進めていただきたいです。・悪天候時の室内施設の充実も求めたいです。よろしくお願いします。

13

自由回答でのご意見（4/5）

【宿泊税の用途について（つづき）】

宿泊税の徴収及び使い方に関しては、透明性を担保する体制を構築することが重要であると考える。昨今の世情からも税の徴収と使い方に関しては、アカウンタビリティを4つの機能、即ち、「1報告・説明、2情報収集・調査、3評価・検証、4指示・統制」を念頭に行政は宿泊税の適正利用を図る必要がある。これは国税庁の適正な税務行政を説明・確保するための諸装置でも指摘されていることである。また富士河口湖町の主要産業である観光に関する税であるため、宿泊税導入の影響が大きいと考える、そのため宿泊税の適正利用の評価を厳密に行うべき。※将来的にはDMOなどを富士河口湖町として検討することもあるかと思うが、DMO採択に関しては観光庁でも透明性の高い会計処理を行う必要があると指摘しており、DMO採択の有無に関わらず事業会計の透明性を重視して制度・体制設計を行うべきである。

キャッシュレス決済の導入によって、宿泊税や入湯税をキャッシュレス決済で精算することが非常に多い。クレジットカードは手数料が10%程度事業者負担が発生する。しかしながら、事業者は徴収した税を行政へ納付する際に事業者負担の手数料の差分を売上から支払う。宿泊者からの税の徴収を行政の代行として事業者が行うにも関わらず、事業者が手数料差分を負担し、税を納付することは実効税率として考慮した場合には、負担感が大きいと考える。現在、消費税及び入湯税を徴収・納付しているが、これから更に宿泊税を導入し、宿泊税にもクレジットカード手数料が上乗せされて、自己負担で差分を行政へ納付することはやはり事業者負担が大きいと考える。これに関しては、行政がeLTAXでの納付を可能にすることで事業者のクレジットカード手数料と行政でのクレジットカード手数料の差分を緩和することが出来ればと思っている。※現在のeLTAXではシステム手数料という形でのクレジットカード納付での手数料が発生しているが、一案として。

【制度全般に対する懸念点について】

手間が増えるだけでやる意味はありません。せっかく河口湖にこれだけのお客様は来ているのに、税金を取ろうとばかりすると潤ってきたものが失われていきます。行政の目線でなく、サービス業としての視点を取り入れてください。何でも税金を取れば良いと言うものではありません。町長はじめ議員たちは、サービスのことは全くわかっていない。潤っているものから取ろうとすることが考えていません。古い人間は考えることである。

日本政府と同じようなことしては全く良くならない。税金を取るぐらいだったら、町道が混んでいる事を解消する事を考えろ！

都心からのアクセス性の良さが大きな利点ですが、同じく都心からほど近い箱根などと違い温泉地としても魅力が乏しい中、宿泊に対してネガティブな要素を増やすことは観光客の足が遠のく要因になると思います。

導入する際はお客様に対して町の方で宿泊税に対してわかるようにしてもらいたい。宿泊税と言って、ただ料金の上乗せをするのは心苦しい。

また、もし導入される時は宿泊税が使われた先をはっきり教えてもらいたい。

河口湖は既に他の観光地と比べ宿泊料金が高騰していると思われます。当施設としてはこれ以上宿泊料金をあげるのは抵抗があります。

最近、京都は高いので大阪に宿泊し京都観光をすると言う人が増えました。同様に観光客が富士吉田に宿を取るようなことにあるのでは。

すでに観光客の増加により税収は増えているのです。現状での宿泊税の導入はどちらかというと反対です。

数少ない日本の成長産業である観光業に対して、新たに課税するのは悪手である。地元の経済が観光によって潤っているはずであり、消費税や法人税などを通じて既にその恩恵は自治体にも波及しているはず。それに対して、また観光客から宿泊税を課税をするのは、需要減退にも繋がるし、そもそも自治体として観光客を歓迎している姿勢に欠けると受け取られても仕方がない。むしろ、観光客を積極的に受け入れ、その機会を使って地元経済を活性化していくべきだと考える。

もし宿泊税を我々に徴収せよ、というのであれば、当然、それに伴う事務作業には手数料をお支払いいただけますよね？徴収はお前らがやれ、宿泊者数減少についてはお前らが努力しろ、結局、そうなるのではありませんか？コロナのときのGoToキャンペーンのように。

今回のアンケートも、一人いくらのホテルを想定したものであり、我々のような一棟いくらの宿泊業者にとっては何も想定していないようです。なので、何も回答できませんでした。そもそも宿泊税をどのように活用いただけるのでしょうか？富士吉田市街の混雑ぶり、加えてマナー違反、すべて現場の人間が対応しています。ただでさえ危険なブラインドコーナーが多い、西湖周りの道路にはレンタサイクルに乗った外国人が列をなしています。重大な交通事故があつてもおかしくありません。実際、私もぶつけられました。で、外国旅行なので、そのまま帰国され、賠償も受けおりません。このような問題はどうお考えですか？

インバウンドで恩恵を受けている宿泊業者もいらっしゃるのでしょうか。でも、我々のように国内の旅行者相手に慎ましかやかに営業しているものもいるのです。手間はかかる、売り上げは減る、諸問題に対してはノータッチ、これでも本当に宿泊税が認められるかとお思いですか？

もし徴収するなら、外国人相手に入国税でも徴収すればよいではありませんか？

14

自由回答でのご意見（5/5）

【制度全般に対する懸念点について（つづき）】

宿泊税は事前徴収できないイメージでした。河口湖ではフロントに人がいない宿が散見されるので、どうするのだろうと疑問に思います。フロントに人がいる場合でも、宿泊代金と別に預かるのは手間なので一緒に徴収しても良いというふうにしていただけると助かります。よろしくお願い致します。ローソン前の黒幕の対応などを見ていると、対応方がネガティブで最善の策とはとても思えない。宿泊税をとったところで、議員の旅行などに使われて終わるのではないかと想像してしまう。観光客も宿泊施設も住民も町も、みんなが納得できる例をひとつでも見せてからにしていただきたい。結局は宿泊施設の負担になってしまうと思う。

宿泊税導入に納得も共感もしておらず税の微収そのものに強く反対する。施設側の負担が増えてメリットを感じない。海外のお客様だけではなく、国内のお客様も多い。国民は税金の負担増に不満。

従業員 1名で運営している零細施設です。予約管理サイトで自動的に上乗せして徴収し、町に納めるのであればよいですが、それぞれの施設で宿泊税を計算し、徴収、納税するのは事務負担が重すぎます。

従業員の負担につながる、インバウンドのお客様から理解を得れない、導入後にどのような使い道をするのか明確になっていない、そもそも地元住民が観光客に対して良いイメージを持っていない、宿泊税を導入したからと言って良いイメージにつながるとも思えない、宿泊税をいただけるほど町が観光客を受け入れる体制を作れていないと想っておりまますので、今のところ反対です。

宿泊事業者としては原則として手間となります。

分かりやすい制度設計、及びその用途が一時的な観光振興策とならないように願っております。

宿泊税の導入に反対である

一部の施設だけが「入湯税」と「宿泊税」と2つの似たような性質を持つ税金の徴収を義務付けられることに強い不公平感を感じます。地域全体で800件近い宿泊施設がある中で、100件にも満たない施設が今までしっかりと「入湯税」を収めてきたと伺っています。なぜ、長年義務を果たしてきた施設にばかり重荷を増やそうとするのか甚だ疑問です。

【その他ご意見】

説明会を開いて欲しい。

宿泊税を導入するならば、何に使うために導入するのか最初に明らかにして頂きたいです。それには徴収に協力することになる宿泊事業者の意見を取り入れるのが重要だと考えます。

先ずは、入湯税の使い方を観光施設に教えてほしい。それを見て、宿泊税が必要かどうか判断したい！

早期実行をお願い致します。

河口湖への集客を増やし各宿泊施設への宿泊客の増加を支援していただけるような仕組みづくりを願います。

早く、導入してほしい。貸し自転車のヘルメットも義務化してほしい。ループ禁止してほしい。レンタカーのマナーを徹底して教えてからスタートしてほしい

最近の河口湖町のオーバーツーリズムに関するイメージは全国的にも悪いイメージとなっています。それに対応すべき町の対策も同様です。ローソン前の黒幕の設置、他、何一つ考えられていない。又増える宿に対するチェック（法的規制）もないに等しく何故許されるかわかりません。

観光戦略課と建築許可・景観・自然公園法等ないに等しい有様です。（連携がないと現在は？）この世界遺産の町並みをこれ以上悪くしない為にも税のみならず基本的なルールを死守して頂くことを願うばかりです。自身で地区の価値を下げることに

コロナ後、回復に一生懸命取り込んでいますが、すでにアジア圏からの集客が減少しているもしくは全国に拡散しているなど思うところもあります。

税金を頂くためには、個々の努力は必要だと思いますが、さらに、富士河口湖町の主導的な役割も大きいとおもいます。協力はしたいと思っております。

宿泊税ではなく、海外のゲストに対して、入場料、入館料、登山料は別途設けるべきです。

大石公園の利用料（駐車代）を先に徴収してほしい。

富士河口湖町観光実態調査 (観光ニーズ調査編) 2025秋季調査結果 速報値

宿泊税関連設問のみ抜粋

調査概要

- ・調査日時：2025年11月8日(土)11:00～15:30,
11月9日(日)9:00～12:00
- ・調査員：17名(東洋大学国際観光学部他)
- ・調査地点：河口湖駅、大石公園、富士山パノラマロープウェイ、道の駅かつやま、富岳風穴、西湖いやしの里根場、ハーブ館、音楽と森の美術館
- ・回収数：国内旅行者147票、国外旅行者173票

■調査内容

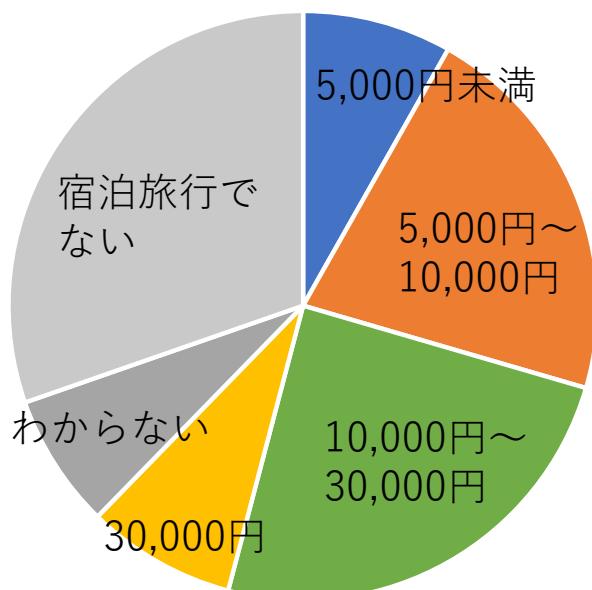
富士河口湖町では、観光施策の充実と持続可能な観光振興の実現に向けて、新たな財源(宿泊税)の導入を検討しています。
【宿泊税とは】…ホテル・旅館や民宿、民泊などの宿泊施設に宿泊される方に対して課される税金で、当町では観光振興を目的とした施策のみに使途を限定し、活用させていただく想定です。

宿泊税導入に関して伺います。

一人一泊あたりの宿泊料金 (食事代や消費税等を除く)	<input type="checkbox"/> 5,000円未満 <input type="checkbox"/> 5,000~10,000円未満 <input type="checkbox"/> 10,000~30,000円未満 <input type="checkbox"/> 30,000円以上 <input type="checkbox"/> 宿泊旅行でない(日帰り) <input type="checkbox"/> わからない
宿泊税の使途として 最も重要だと思う事業 (単一回答)	<input type="checkbox"/> 来訪者の満足度を高める事業(イベントの充実、受入環境の整備など) <input type="checkbox"/> 観光産業の強化につながる事業(観光関連施設の整備、事業者への支援など) <input type="checkbox"/> 観光と地域社会の共存につながる事業(観光公害対策、交通の充実など) <input type="checkbox"/> 環境や文化を守る事業(自然・景観・文化・歴史の保全など) <input type="checkbox"/> わからない
観光振興のために支払って も良いと思う宿泊税の金額	<input type="checkbox"/> 100円 <input type="checkbox"/> 200円 <input type="checkbox"/> 300円 <input type="checkbox"/> 400円 <input type="checkbox"/> 500円 <input type="checkbox"/> その他()
富士河口湖町が宿泊税を導 入した場合、宿泊先の選定 に影響しますか	<input type="checkbox"/> ほとんど影響はない <input type="checkbox"/> 宿泊税が町の観光施策の充実に使われるのであれば影響はない <input type="checkbox"/> 影響がある(富士河口湖町への宿泊を控える) <input type="checkbox"/> わからない、何とも言えない

■今回の宿泊額

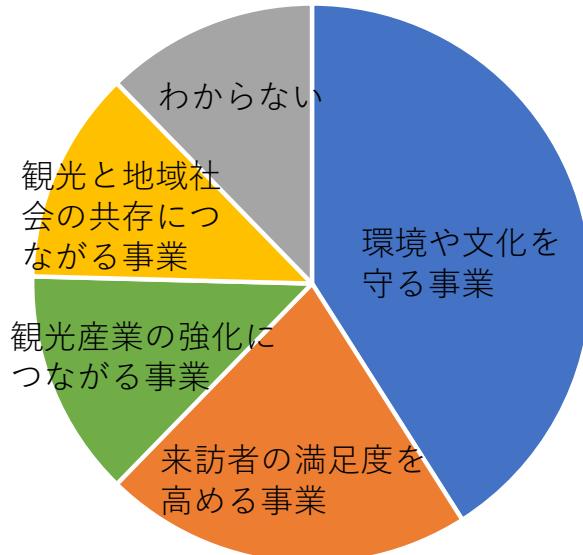
国内旅行者



(n=122)

■宿泊税の使途

国内旅行者

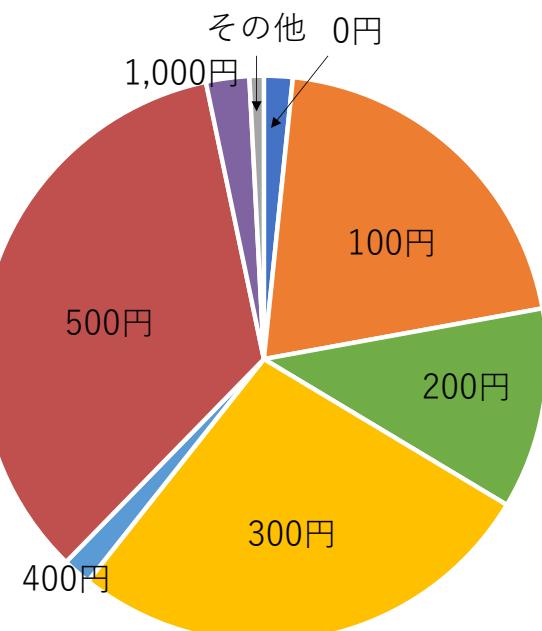


(n=122)

5

■許容税額

国内旅行者



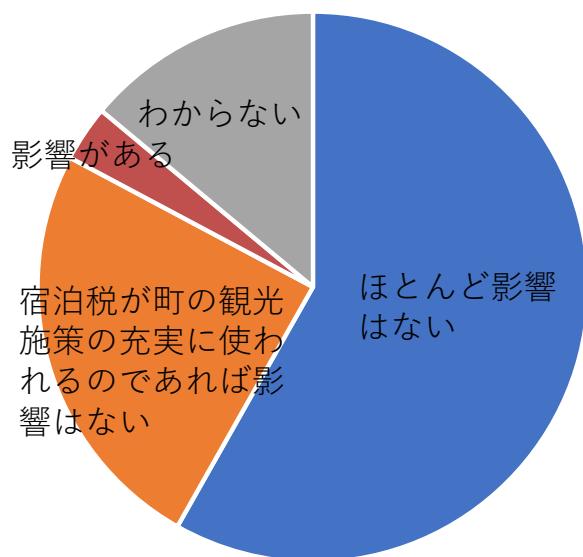
(n=122)

6

■宿泊先選定への影響

国内旅行者

(n=122)

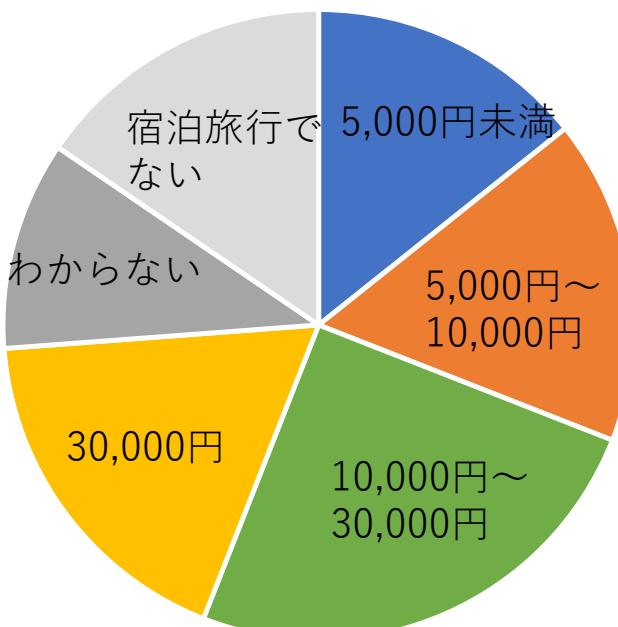


宿泊先の選定への影響	n	%
ほとんど影響はない	71	58.2%
宿泊税が町の観光施策の充実に使われるのであれば影響はない	30	24.6%
影響がある（富士河口湖町への宿泊を控える）	4	3.3%
わからない、なんとも言えない	17	13.9%
総計	122	100.0%

7

■今回の宿泊額

国外旅行者



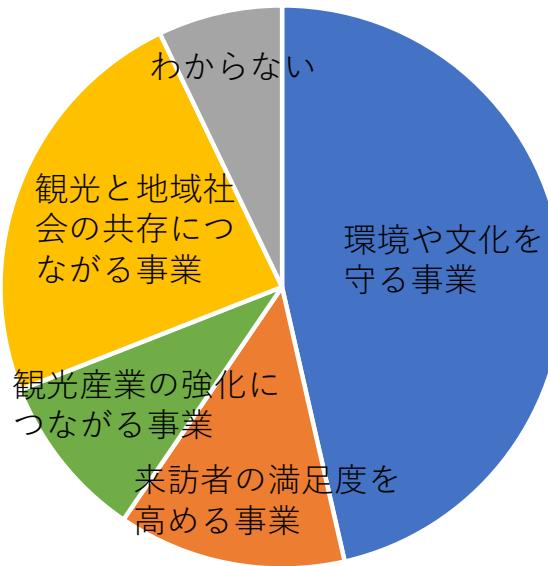
今回の宿泊額について	n	%
5,000円未満	12	14.3%
5,000～10,000円	14	16.7%
10,000～30,000円	21	25.0%
30,000円以上	15	17.9%
わからない	9	10.7%
宿泊旅行でない（日帰り）	13	15.5%
総計	84	100.0%

(n=84)

8

■宿泊税の使途

国外旅行者



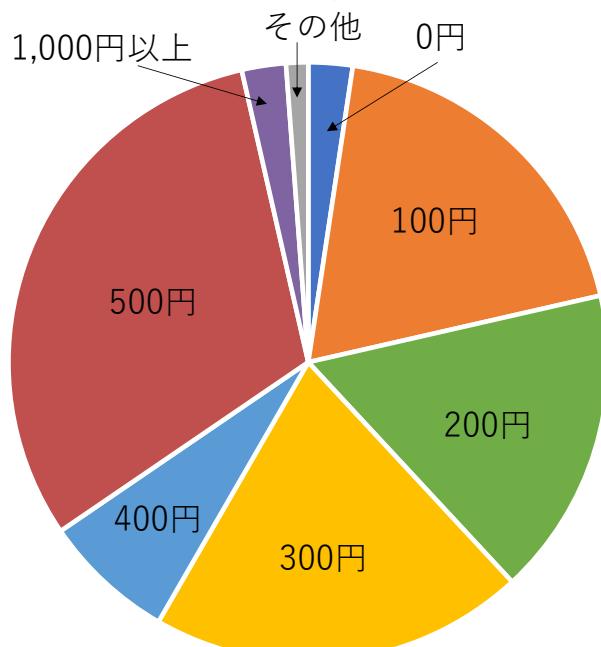
宿泊税の使途	n	%
環境や文化を守る事業（自然・景観・文化・歴史の保全など）	39	46.4%
来訪者の満足度を高める事業（イベントの充実、受入環境の整備など）	11	13.1%
観光産業の強化につながる事業（観光関連施設の整備、事業者への支援など）	8	9.5%
観光と地域社会の共存につながる事業（観光公害対策、交通の充実など）	20	23.8%
わからない	6	7.1%
総計	84	100.0%

(n=84)

9

■許容税額

国外旅行者



許容税額	n	%
0円	2	2.4%
100円	16	19.0%
200円	14	16.7%
300円	17	20.2%
400円	6	7.1%
500円	26	31.0%
1,000円以上	2	2.4%
その他	1	1.2%
総計	84	100.0%

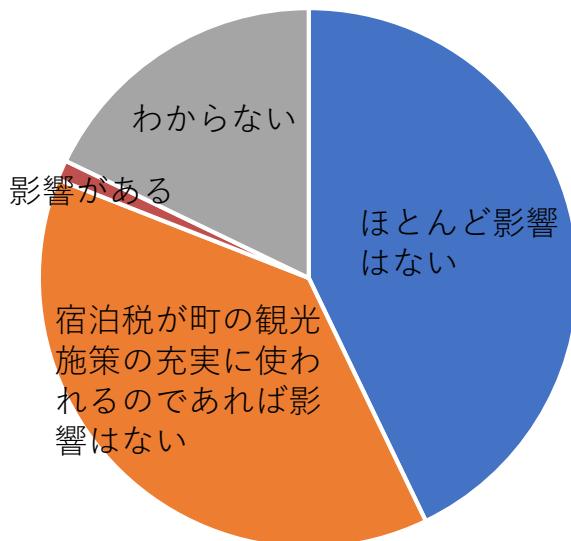
(n=84)

10

■宿泊先選定への影響

国外旅行者

(n=84)



宿泊先の選定への影響	n	%
ほとんど影響はない	36	42.9%
宿泊税が町の観光施策の充実に使われるのであれば影響はない	32	38.1%
影響がある (富士河口湖町への宿泊を控える)	1	1.2%
わからない、なんとも言えない	15	17.9%
総計	84	100.0%